

第2編 災害予防計画

第1章 基本方針

第1 災害応急対策への備えの充実

災害応急対策を迅速かつ円滑に展開するための平時からの備えを充実するため、次の事項を中心に、防災施設・設備や防災に関する制度・システムの整備の内容等を明示する。

- 組織体制の整備
- 防災意識の高揚
- 研修・訓練の実施
- 広域防災体制の確立
- 災害対策拠点の整備・運用
- 情報通信機器・施設の整備・運用
- 防災拠点の整備
- 火災予防対策の推進
- 防災資機材の整備
- 災害救急医療システムの整備
- 緊急輸送体制の整備
- 避難対策の充実
- 備蓄体制等の整備
- 家屋被害認定士制度等の整備
- 廃棄物対策の充実
- 災害時要援護者支援対策の充実
- 災害ボランティア活動の支援体制の整備
- 水防対策の充実
- 土砂災害対策の充実
- 中山間地等における風水害・地震対策
- 兵庫県住宅再建共済制度の活用

第2 住民参加による地域防災力の向上

平時から、自らの命、自らのまちは自ら守るという防災の原点に立ったまちづくりを進めるとともに、次の事項を中心に、住民や企業等の防災活動への参加促進の方策を明示する。また、その周知に努める。

- 防災に関する学習等の充実
- 自主防災組織の確立と育成
- 消防団の充実強化
- 企業等の地域防災活動への参画促進

第3 強固でしなやかな地域防災基盤の整備

災害による被害を防止し、又は最小限に抑え、迅速かつ円滑な復旧を図りうる強固でしなやかなまちづくりを進めるため、次の事項を中心に、防災基盤の整備の内容等を明示する。

- 市街地等の防災構造の強化

- 地震防災緊急事業の推進
- 防災基盤・施設等の整備
- 建築物等の耐震性の確保
- 地盤灾害の防止施設等の整備
- 交通関係施設の整備
- ライフライン関係施設の整備
- 地下空間等の防災体制の整備

第4 調査研究体制等の強化

災害に対して、より的確な備えを講じるため、次の事項を中心に、調査研究体制等の強化を明示する。

- 風水害・地震災害等に関する調査研究の推進
- 過去の災害の教訓の発信と継承
- 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承
- 気象観測設備等の充実

第5 その他の災害の予防対策の推進

雪害、大規模火災、危険物等について明示する。

- 雪害の予防対策の推進
- 危険物等の事故の予防対策の推進
- 大規模事故災害予防対策の推進

第2章 災害応急対策への備えの充実

第1節 組織体制の整備

〔実施機関：市(総務課、職員課、くらしの安全課)、防災関係機関〕

1 市の防災組織体制

市は、市域における防災対策の推進のため、平時から、市防災会議をはじめ、防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

なお、防災組織体制の整備にあたっては、防災会議の委員への任命など、防災に関する政策・方針決定過程及び防災の現場における女性や高齢者、障がい者などの参画の拡大を図る。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等は、それぞれ平時から防災に係る組織体制の整備、充実に努める。

3 公的機関等の業務継続性の確保

市や防災関係機関は、災害発生時の応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図る。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂などを行う。

4 防災意識の高揚

[実施機関：市(総合政策課、観光課、くらしの安全課)、防災関係機関]

市及び防災関係機関は、災害応急対策等の円滑な実施を図るため、災害時の行動マニュアルを作成するなど、防災知識の周知を徹底し防災意識の高揚を図る。

また、市は、全世帯にハザードマップを配布するとともに、市ホームページに掲載し、企業等を含めて、危険箇所や避難所等について広く周知することに加え、警報や避難情報等の伝達系統を整備する。さらに、公共交通機関、観光協会、旅館組合、観光・宿泊施設の管理者は、旅客、観光・宿泊客等に周知する。

第2節 研修・訓練の実施

〔実施機関：市(総務課、くらしの安全課、消防本部)、消防団、防災関係機関〕

第1 研修

- (1) 市は、学識経験者等を講師とした研修会を開催するほか、県等が主催する防災に関する講習会やシンポジウム等へ職員を積極的に参加させ、災害対策要員の対応能力の向上に努める。
- (2) 市は、都市計画等を担当する職員に対して、ハザードマップ等を用いた防災教育を行い、日常の計画行政の中に防災の観点を取り入れるよう努める。
- なお、県が実施している研修を以下に示す。

- 1 県は、人と防災未来センター等とも連携し、県及び市町等の災害対策要員を対象とした研修等を通じて、防災に関する体系的・総合的な知識を習得させ、専門性の向上を図っている。
- 2 「フェニックス防災システム」の端末設置機関の職員を対象とした操作研修会に幅広い参加を求め、初動時の災害情報の収集・伝達に万全を期し、情報ルートの徹底を図っている。

また、市と神戸地方気象台は、定期的に地域防災懇談会を開催し、情報伝達を円滑に行うための打合せ、及び気象・地象に関する情報内容等の理解促進のための研修を実施している。

第2 防災訓練

市及び防災関係機関は、防災体制の検証、対応能力や技能の向上、住民の防災意識の高揚等、目的に応じた防災訓練を実施し、実戦的な対応力をかん養する。また、訓練結果の事後評価を通して課題を明らかにし、その改善に努め、防災対策の充実強化を図る。

防災訓練の実施や防災知識の普及に当たっては、救出・救護等における高齢者、障がい者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者への的確な対応が図られるよう留意するとともに、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

地域、学校、職場等での防災訓練について、ハザードマップの確認、家具や備品の固定、飛散防止用フィルムの貼付等、被害減少のための予防的な取り組みを加味するよう工夫するとともに、予報・警報や緊急地震速報、避難勧告等を正しく理解し的確に行動できるよう、こうした事態を想定した実戦的な訓練も取り入れるなど、課題に応じた訓練の実施に努める。

(主な参加機関：市、消防本部、消防団、警察署、自衛隊、ライフライン機関、自主防災組織、学校、丹波市防災会、事業所、ボランティア等)

1 市総合防災訓練

防災関係機関が相互に連携を密にした、迅速かつ的確な災害応急対策の実現を図るため、

総合防災訓練を実施する。実施時期、実施場所、想定災害、訓練内容等については、参加機関等が協議して決定する。

(1) 災害対策本部設置訓練

職員の非常参集、被害状況の収集・伝達、災害想定に応じた応急対策の検討等災害対策本部の設置運営に係る訓練を実施する。

(2) 会場展示型訓練

空き地等を活用して、人命救助、医療救護、消火、避難、物資輸送、応急復旧等防災関係機関が相互に連携した実戦的な訓練を実施する。

(3) 市街地活用型訓練

市街地における災害発生を想定して、実際の建物等を活用した人命救助、避難、救護・搬送等の実戦的な訓練を実施する。

(4) 広域連携訓練

広域防災拠点等を活用し、物資の集積・配送、救援部隊・要員の駐屯・搬送等被災地への支援対策に係る訓練を実施する。

(5) 地域総ぐるみ訓練

地域防災力の向上等を図るため、自主防災組織、学校、事業所等が主体的に避難、初期消火、避難所開設等の訓練を実施する。防災総合訓練の要として、地域の防災意識の高揚をめざすもので、とりわけ、市内全ての公立小学・中学・高校の参加を要請する。

2 個別防災訓練

市その他防災関係機関は、抜き打ちで訓練を実施するなど、現行の防災体制を検証するための訓練を単独又は共同で実施することにより、防災体制の充実強化を図る。

(1) 抜き打ち訓練

勤務時間外における災害の発生に備え、適宜、職員の緊急参集訓練を実施する。

- ① 職員非常参集訓練
- ② 情報収集伝達訓練

(2) 図上訓練

災害発生時に起こりうる様々な状況を想定し、それに対して情報収集・分析、伝達、決定等の対応を行う図上訓練を実施する。

- ① 対策のシミュレート訓練
- ② 他機関との連携訓練

(3) 実地訓練

- ① 水防訓練
- ② 消防訓練
- ③ 災害救助訓練
- ④ 災害警備訓練
- ⑤ 林野火災訓練

(4) その他の個別訓練

- ① 災害ボランティアの受入訓練
- ② 災害ボランティアと行政や被災地域住民等が連携した訓練
- ③ 災害時要援護者への情報伝達、避難誘導訓練
- ④ 帰宅困難者への対応訓練 等

3 地域防災訓練

管内、自主防災組織等の協力を得て、訓練を実施する。

災害対策支部の設置、情報収集・伝達、避難誘導、交通規制、消防・水防活動等

4 「1. 17は忘れない」地域防災訓練

自主防災組織等の地域住民と学校は、阪神・淡路大震災の経験と教訓を継承し、住民一人ひとりが大震災を忘れず、将来の災害への備えの充実を図るため、「ひょうご安全の日」である1月17日を含む「防災月間」を中心に、連携して防災訓練等を実施するよう努める。

5 自主防災組織等の防災訓練

市は、消防団、丹波市防災会等と協力し、自主防災組織等の育成に努める。

自主防災組織等は、災害時要援護者や女性の参画を含めた多くの住民の参画を得て、適宜市や消防機関の指導のもと、地域の事業所や各種団体、学校等とも連携し、防災訓練の実施に努めることとする。

- ア 情報収集・伝達訓練
- イ 消火訓練
- ウ 救出・救護訓練
- エ 避難誘導訓練
- オ 給食・給水訓練
- カ 災害図上訓練 等

※防災訓練を行う際の交通規制

公安委員会は、防災訓練の効果的な実施を図るために必要があると認めるときは当該訓練の実施に必要な限度で区域又は道路の区間を指定して歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。(災害対策基本法第48条第2項)

第3節 広域防災体制の確立

[実施機関：市(総合政策課、総務課、くらしの安全課、消防本部)、防災関係機関]

第1 市町間の連携強化

1 災害応急対策全般に係る相互応援協定の締結

市は、防災全般に関する協力体制の強化のため、合同訓練や相互応援体制を検討し、必要に応じて協定を締結する。

(1) 丹波篠山市との相互応援協定の締結

市は、丹波篠山市に応援を要請又は応援を行うに当って必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象市町 兵庫県丹波篠山市
- ② 締結時期 平成 18 年 4 月 1 日
- ③ 応援の種類

災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等

(2) 福知山市との相互応援協定の締結

市は、福知山市に応援を要請又は応援を行うに当って必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象市町 京都府福知山市
- ② 締結時期 平成 25 年 2 月 1 日
- ③ 応援の種類

災害応急措置及び応急復旧に必要な資機材、物資の提供、職員の派遣等

(3) 大丹波地域との相互応援協定の締結

市は、大丹波地域を構成する市町（京都府 4 市 1 町、兵庫県 2 市）で相互に応援を要請又は応援を行うに当って必要な事項を定めた相互応援協定を締結している。

- ① 対象市町 京都府福知山市、綾部市、亀岡市、南丹市、京丹波町、
兵庫県丹波篠山市、丹波市
 - ② 締結時期 平成 26 年 5 月 8 日
 - ③ 応援の種類
- 災害時：災害応急対策及び応急復旧に必要な資機材・物資のあっせん又は提供、職員の派遣、被災者及び避難者の受入れ 等
- 平常時：連絡会の開催、地域防災計画その他必要な資料・情報等の相互交換、防災訓練及び住民への啓発等、救援に必要な物品等の備蓄連携 等

第2 防災関係機関との連携強化

市（消防本部）は、消防相互応援体制と緊急消防援助隊による応援・受援体制の整備に努める。

なお、市、県、放送機関は、災害時における連絡方法、避難指示等の内容についてあらかじめ定めるとともに、関係機関の防災連絡責任者を定めたリストを作成し共有するよう努める。

また、市は、地域メディアと情報提供等に関する協定を締結するなどの体制整備に努める。

第3 県等との連携強化

市は、災害が発生し被災した市町のみでは十分な対策を講じることができない場合に県及び県内市町による応援活動を迅速かつ円滑に実施するため応援協定を締結している。

（1）「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」の締結

① 対象 兵庫県及び県内各市町、日本水道協会兵庫県支部他

② 締結時期 平成10年3月16日

③ 応援の種類

情報収集、連絡調整、応急給水作業、応急復旧工事、給水・復旧に必要な資機材・車両の拠出及び工事業者のあっせん等

（2）「兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定」の締結

① 対象 兵庫県及び県内各市町

② 締結時期 平成17年9月1日

③ 応援の種類

災害廃棄物処理に必要な資機材等の提供及びあっせん、職員の派遣、焼却・破碎等の中間処理の実施及び処理業者のあっせん等

（3）「兵庫県及び市町相互間の災害時応援協定」の締結

① 対象 兵庫県及び県内各市町

② 締結時期 平成17年9月1日

③ 応援の種類

応急対策及び応急復旧に必要な資機材、物資及び施設のあっせん又は提供、職員の派遣等

第4 国との連携強化

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、被害の拡大と二次災害防止に資するため、近畿地方整備局と「災害時の応援に関する申し合わせ」を締結している。

① 対象 國土交通省近畿地方整備局

② 締結時期 平成24年10月5日

③ 応援の種類

情報の収集・提供（リエゾン「情報連絡員」を含む。）、職員の派遣、災害対策用機械等の貸付け、操作員の派遣等

第5 その他関係団体等との連携強化

市は、災害が発生又は発生するおそれがある場合に、応急対応・物資提供をはじめ避難者等の避難支援や避難所生活支援に資するため、関係団体等と積極的に協定等を締結することに努めるものとする。

第6 受援体制

市は、関係機関や県外からの応援部隊が円滑に活動できるよう、応急・復旧までを見据えた受援マニュアルを事前に作成することとする。

第4節 災害対策拠点の整備・運用

〔実施機関：市（総務課、くらしの安全課、消防本部）、消防団、防災関係機関〕

市は、災害が発生した場合において、市の防災対策活動の中核機能を的確に發揮し、災害対策活動の拠点としての役割を充分に果たすことができるよう、災害対策本部及び災害対策支部、消防本部・消防団の施設の機能の維持・充実を図る。また、対策本部機能や通信機能を維持するため、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性や水害などによる浸水対策等を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補施設及び設備の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討する。

- 1 市役所、春日庁舎、各支所、消防本部・消防団における浸水防止、耐震性確保等の対策
- 2 停電時における電源確保として、自家発電装置の配置を行うとともに、その浸水・地震対策
- 3 各種情報の収集・処理・伝達機能
- 4 災害対策の審議・決定機能
- 5 災害応急活動の指揮・指令機能

第5節 情報通信機器・施設の整備・運用

[実施機関：市(総合政策課、総務課、くらしの安全課、消防本部)、防災関係機関]

第1 市防災行政無線の整備

市は、災害時において迅速かつ的確な通報により情報の周知徹底を図るとともに、平常時においては広報活動を円滑に行うことにより、住民の安全確保と福祉の増進に資することを目的として、防災行政無線デジタル化等整備事業により、各家庭及び事業所に防災行政無線（戸別受信機）、市内 201ヶ所に防災行政無線（屋外拡声子局）等を整備した。

第2 緊急時ホットライン電話の充実

市は、緊急時ホットライン電話の充実を図り、災害対策本部・支部・地域防災拠点との連携の強化に努める。

第3 災害無線通信体制の充実強化

市及び防災関係機関は、災害時に加入電話又は携帯電話が使用できない時で、他の有線通信を利用することができないか、又は利用することが著しく困難な場合に対処するため、電波法第52条の規定に基づく非常通信の活用を図ることとし、兵庫地区非常通信協議会の活動を通して、非常通信体制の整備充実に努める。また、非常用電源設備を整備するとともに、その保守点検の実施、的確な操作の徹底、専門的な知見・技術を基に水害のおそれがなく耐震性のある堅固な場所への設置を図る。

災害時における非常通信の円滑かつ効率的な運用と防災関係機関相互の協力体制を確立するため、平時より非常通報の伝送訓練等を行い、通信方法の習熟と通信体制の整備に努める。

第4 フェニックス防災システムの活用

各防災関係機関を結ぶ「災害対応総合情報ネットワークシステム」の運用により、迅速・的確な応急対応を図るため、県が進める本システムの機能見直し、災害発生時に被災の状況に応じて自動的に人員や物資等の把握・調整のできる災害対応支援システムの開発、県及び市等が備蓄する物資等について市等へ情報提供を行い、物資搬送を支援するシステムの開発等に協力する。

第5 防災情報提供システムの活用

市は、気象庁から情報提供される、防災情報提供システムにより、気象・地震情報等入手し、活用を図ることで住民等への的確な避難誘導を行う。

第6 WebGIS の導入

市は、即知的に新鮮な情報を収集・伝達できる手段として、WebGISを導入した。WebGIS及びスマートフォン等モバイル端末の活用により、職員が災害現場において現場状況の報告を行い、即座に災害対策本部、支部間、さらには現場等と情報共有できる仕組みを構築した。また、WebGISの機能を活用し、避難所の状況、道路の不通状況や水位の状況など、刻一刻と

変化する情報を瞬時に公開できるよう研究・整備に努める。

第7 災害情報等を瞬時に伝達するシステムの活用

市は、兵庫県衛星通信ネットワークと防災行政無線を接続させ、災害情報や国民保護に関する情報等を瞬時に伝達するJ-アラート（全国瞬時警報システム）を構築している。

今後は、緊急地震速報等の情報を、可能な限り早く住民に伝達し、適切な避難行動をとつてもらうために必要な仕組みや効果等について研究を進める。

第6節 防災拠点の整備

[実施機関：市(総務課、くらしの安全課、消防本部)、消防団、防災関係機関]

市は、防災拠点として広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点が段階的に機能するよう連携を図り、災害時における効果的な救援・救助、復旧活動を実施する。

■ 広域防災拠点の配置

広域的な交通上の枢要な位置に立地し、大規模災害時には救援・救護、復旧活動等の拠点として、県がブロック拠点として配置する丹波の森公苑を広域防災拠点として位置づける。

■ 地域防災拠点の配置

広域防災拠点や他地域から派遣される要員や緊急物資などの受け皿であり、消防、救援・救助、復旧等の活動拠点、物資などの備蓄・保管拠点、情報通信拠点としての機能を確保する拠点として、山南中央公園、青垣総合運動公園（グリーンベル青垣）、市多目的公共用地、岩屋谷川防災拠点施設を地域防災拠点として位置づける。

■ コミュニティ防災拠点の配置

災害時における地域住民の避難地及び防災活動拠点となり、避難と救援の接点としての機能を確保する拠点として、市内の小学校をコミュニティ防災拠点として位置づける。

但し、今後は小学校の統廃合を鑑みて、地域拠点施設をコミュニティ防災拠点として位置づけることを検討する。

広域防災拠点及び地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の概要は、次のとおりである。

■ 丹波市の防災拠点

	施設名	所在地	電話
広域防災拠点 (広域輸送拠点)	丹波の森公苑	柏原町柏原 5600	72-2127
地域防災拠点	山南中央公園（整備中）		
	青垣総合運動公園 (グリーンベル青垣)	青垣町田井縄 782	87-2200
	岩屋谷川防災拠点施設	山南町井原 159-1 外	—
コミュニティ 防災拠点	市内の小学校（22箇所）	所在地、電話については、資料編に示す	

第1 地域防災拠点の整備・充実

市は、地域防災拠点の整備にあたって、広域防災拠点やコミュニティ防災拠点、災害対策拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

また、市は地域防災拠点の整備にあたって、災害時における地域の救援・救護、復旧活動が効果的に実施できるよう、地域防災拠点に必要な機能の充実に努める。

1 機能

地域防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 広域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積配達スペース
- (2) 地域の防災活動のための駐屯スペース
- (3) 物資、復旧資機材の備蓄施設
- (4) 災害対策本部、医療機関、消防本部や他の拠点と交信可能な通信設備
- (5) 緊急用エネルギー設備（非常用発電施設（太陽光発電設備及び蓄電池等を含む）等）
- (6) 防災臨時ヘリポート
- (7) 耐震性貯水槽、井戸等
- (8) 広域避難スペース
- (9) 救急医療、高齢者・障がい者のケア機能との連携等

第2 コミュニティ防災拠点の整備・充実

市は、コミュニティを中心とした地区単位において、災害時における避難と救援の拠点となるコミュニティ防災拠点の整備・充実に努める。

1 役割

コミュニティ防災拠点は、災害時における防災拠点として地域住民の最も身近なものであり、避難と救援の活動拠点としての役割を果たす。

2 機能

コミュニティ防災拠点には、以下の機能・設備を整備するよう努める。

- (1) 災害時において避難・応急生活が可能な機能
 - ①避難・滞留空間
 - ②備蓄施設
- (2) 地域防災拠点から搬送される緊急物資、復旧資機材の集積・配達スペース
- (3) 情報通信設備
 - ①圏域内の住民への情報連絡装置（同報無線、拡声器等）
 - ②災害対策本部・支部や他の拠点等との交信が可能な通信設備
- (4) 対象地区内の防災活動に必要な設備
 - ①備蓄施設（小型発電機、ポンプ等）
 - ②耐震性貯水槽（雨水や河川水等の利用も検討）
- (5) 電気、飲料水等の自給自足機能
 - ①自家発電設備（太陽光発電設備及び蓄電池等を含む）
 - ②飲料水兼用型耐震性貯水槽・井戸
- (6) 救急医療、高齢者・障がい者のケア機能との連携等

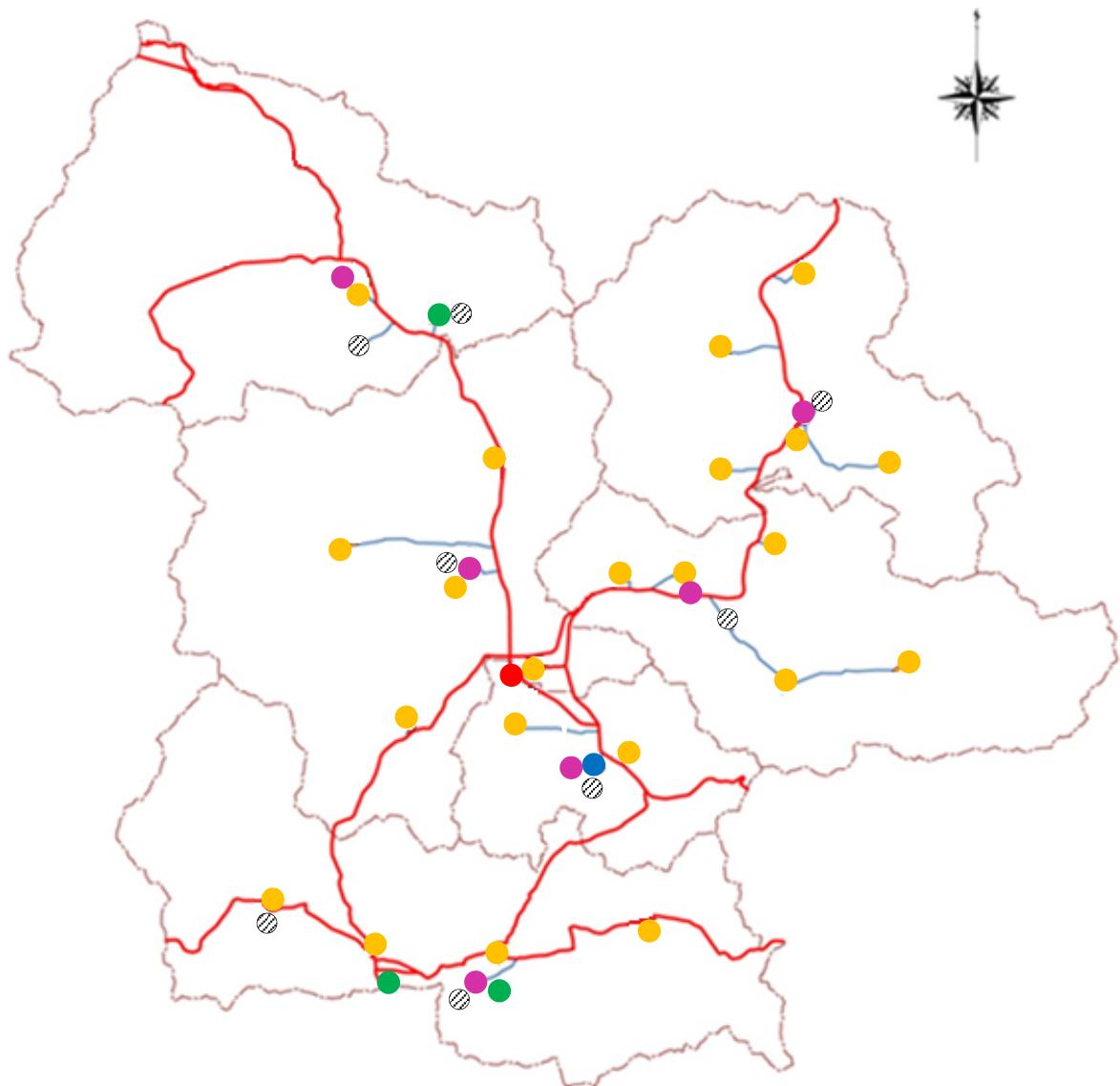
第3 広域防災拠点との連携

市は、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点の整備にあたって、広域防災拠点や災害対策拠点等と交通や通信のネットワークが確保されるように配慮する。

特に、交通ネットワークを確保するため、緊急輸送路と各防災拠点等を連絡する市道の整備を図るとともに、災害時には優先的に復旧工事が進められるよう、優先的整備を確立しておく。

また、市は県と連携し、中山間地域等の孤立するおそれのある集落について、情報通信手段の確保、救助・救急体制、自立のための備蓄等の具体的な対策の実施に努める。

災害対策拠点（支部）・防災拠点等と緊急輸送路のネットワーク



凡例	
●	広域防災拠点（広域輸送拠点）
●	地域防災拠点
○	コミュニティ防災拠点
●	災害対策拠点（支部）
●	丹波市消防本部
◎	広域避難所
—	緊急輸送路（県）
—	緊急輸送路（市）
---	市町境界

第7節 火災予防対策の推進

[実施機関：市(くらしの安全課、都市住宅課、農林振興課、消防本部)、消防団、防災関係機関]

第1 出火防止・初期消火体制の整備

1 火災予防対策

(1) 一般予防対策

市は次の対策を講じる。

- ① 予防消防行政、立入検査等を強化するとともに、広報活動により防火思想の普及徹底と、予防消防の根本である警火心の高揚を図る。
- ② 地域の自主防災組織や事業所における防火防災組織を育成強化し、防火防災教育を充実することにより、災害の未然防止、災害時の被害の軽減を図る。
- ③ 火を使用する設備・器具の所有者・使用者に対して、「丹波市火災予防条例」に基づき出火の予防に努める。
- ④ 消防法に定める予防査察を計画的に実施し、地域における防火対象物の実態を把握するとともに、火災予防に対する指導を強化する。

(2) 建築物の火災予防

市は次の対策を講じる。

- ① 火災発生時の類焼等の危険性を低減し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画区域において、道路・公園等の都市空間、防火水槽等防災施設の整備を検討する。また、石油類等の貯蔵施設・工場、住宅等が混在する区域については、火災予防のため、用途地域の指定を検討する。
- ② 建築物の新築等にあたっては、防火上の観点からその計画を審査することにより、建築物それぞれについて、あらかじめ火災予防を図る。
- ③ 住宅の新築等においては、「丹波市火災予防条例」に基づき、住宅用火災警報器等の設置を義務付け、徹底するとともに、住宅用消火器の設置、防災物品の使用を推進し、火災の早期発見、有効な初期消火ができるよう努める。

(3) 人命危険対象物火災予防

市は次の対策を講じる。

① 防火及び防災セイフティマークの表示指導

法令で義務化された一定規模以上の集会場、病院、飲食店等に対して、防火対象物定期点検報告制度を遵守させるとともに、点検基準に適合している対象物については、防火及び防災セイフティマークの表示を指導し、利用者の安全確保体制を確立する。

② 消防法令違反に対する是正指導の推進

不特定多数の者が出入りする特定防火対象物で、スプリンクラー設備等の重要な消防用設備等の未設置違反に対して是正促進を行うなど、人命危険対象物の一掃を図る。

(4) 林野火災予防対策

市は次の対策を講じる。

① 広域的、総合的消防防災体制の確立

市及び防災関係機関は、相互に連携を密にし、林野火災の発生防止及び火災による損害を軽減して森林資源の確保を図る。

林野火災に対処するため消防団員を確保するとともに、林野火災多発期における常備体制、林野火災に関する警報の発令中における警戒体制、林野火災を考慮した消防団の編成その他林野火災に対処する組織を確立する。

② 自衛消防組織の育成

地域の実情に応じ、林野の所有者等による自衛消防隊その他の防火組織の育成強化を図る。

③ 出火防止対策

林野火災の出火原因の大部分が失火であることに鑑み、出火防止に関する啓発広報の強化、林野火災多発期における巡回及び監視の徹底を図る。

④ 消防戦術及び装備の近代化

火災の発生に際して被害の軽減を図るため、防火線、林道等の構築、林野火災の特性に対処し得る消防用資機材の整備を推進する。

⑤ 自衛隊の派遣要請

林野火災において、県が自衛隊の出動を要請した場合に、自衛隊が常備していない消火用資機材については本市において貸与するものとし、これら消防用資機材について、兵庫県、営林署又は森林組合等における保有数を把握し、発災時に速やかに調達できるよう協議を行う。

(5) 防火管理者等の育成と活用

消防本部は、学校、病院、工場等消防法施行令で定める防火管理者を置かなければならぬ防火対象物について、防火管理者を定め、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施を徹底させる。

また、防火管理者を養成、指導し、総合的な自主防火管理体制の整備を図る。

第2 消防施設・設備の整備

1 災害時（震災を含む）における総合的な消防計画の策定

市は、消防施設及び人的消防力の整備を含めた総合的な消防計画を策定する。

2 消防施設等の整備

(1) 整備計画

- ① 市は、消防力の整備指針・消防水利の基準を根拠に、計画的な整備を図る。
- ② 消防水利については、消火栓に偏ることなく、防火水槽等の整備による自然水利活用、水泳プール等の指定消防水利としての活用等により、消防水利の多様化とその適正な配置に努める。

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策への備えの充実
第7節 火災予防対策の推進

③ 消防団については、自主防災組織等との連携強化を図るとともに、消防団員の育成・強化並びに消防団用防災資機材の整備・強化に努める。

第
2
編

予
防

第8節 防災資機材の整備

[実施機関：市(くらしの安全課)、防災関係機関]

市及び防災関係機関は、防災資機材等の整備充実を図る。

1 住民用資機材

市は、住民用資機材の計画的な整備に努める。

2 救助資機材

市は、住民が災害時等に使用する資機材を自主防災組織単位できめ細かく配置する。

市は、自治会へ自主防災組織の組織化を促進し、市の助成事業を活用し、救助資機材の整備充実を図る。

3 水防資機材

水防管理者は、水防倉庫、器具、資材、量水標、雨量計等について、計画数を定めて不足分を補充する。このほか、風雨時・増水時の作業にあたって必要と考えられる、作業衣（レインコートなど）、ライフジャケット、長靴といった装備品についても確保しておく。

また、市及び県は、エンジン付災害用ボート、トラック等、水害を想定した装備の充実に努める。

なお、現状の備蓄については、資料編に示す。

4 物資供給事業者等の協定

大規模な災害が発生した場合、災害応急対策又は災害復旧の実施に際し、運送業、流通業者等の物資供給事業者等の協力を得ることを必要とする事態に備え、協定の締結その他円滑に物資供給事業者等の協力を得るために必要な措置を講じるよう努める。

第9節 災害救急医療システムの整備

〔実施機関：市(くらしの安全課、健康課)〕

第1 医薬品等の備蓄

市は次の対策を講じる。

- 1 各医療機関に備蓄を奨励する。
- 2 発災後3日間程度診療機能を維持するために必要となる医薬品（輸液、包帯、消炎鎮痛剤、殺菌消毒剤等）の確保に特に留意する。

第2 住民に対する啓発

市は、研修会等あらゆる機会をとらえて、住民に対する災害医療の普及啓発を行う。

第3 災害医療体制等の整備

市は次の対策を講じる。

- 1 県の災害救急医療システムとの整合を図りつつ、市域内での災害対応病院の指定、救護所の設置、救護班の編成、医薬品の備蓄等について、地域の医師会、歯科医師会、医療機関、搬送機関等と調整し、整備を図る。
- 2 患者の搬送途上において高度な応急処置を行うことができる救急救命士の計画的な養成を推進するとともに、県、二次医療圏内の医師会・医療機関等と連携し、市内の患者収容率の向上に努める。

第4 被害想定結果の活用

市は、地震被害想定における死傷者を勘案しながら、救護班の派遣、災害拠点病院等の患者受け入れ、医療資機材・医薬品の備蓄等、諸体制の充実を図る。

第10節 緊急輸送体制の整備

[実施機関：市(くらしの安全課、道路整備課)]

市は、災害発生後、救助・救急・医療・消火活動を迅速に行うため、また、被災者に緊急物資を供給するため、あらかじめ緊急輸送路を定める。

第1 緊急輸送路ネットワークの形成

1 緊急輸送路の設定

市は、県が設定する緊急輸送ネットワーク（幹線緊急輸送路、一般緊急輸送路）をふまえ、地域防災拠点に集められた物資を、市内のコミュニティ防災拠点等に送るための緊急輸送路を設定し、ネットワークを形成する。

2 維持管理

各道路管理者は、緊急輸送路について、日頃から整備・点検に努めるとともに、災害発生時に万一被災した場合には、特に迅速な復旧に努める。

第2 緊急交通路の確保

市は、災害時に緊急自動車の通行を確保するため、平時から警察署と緊急交通路の確保について連携体制を整備しておく。

第3 ヘリコプター臨時離着陸場適地の活用

県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地について、市はその活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。

第11節 避難対策の充実

[実施機関：市(くらしの安全課、まちづくり部、健康福祉部、教育委員会)]

市は、災害時における避難活動を安全で円滑に誘導するため、以下の避難所の区分を基本に通信機器などの必要な機能の確保を図るとともに、避難路や避難誘導標識の整備に努める。

第1 内容

1 避難所の定義

(1) 避難所の目的

被災者に安全と安心の場を提供すること。

(2) 避難所の機能

安全の確保、食料・生活物資等の提供、生活場所の提供、健康の確保、衛生的環境の提供、情報提供・交換・収集、コミュニティの維持・形成等。

(3) 対象とする避難者

災害によって現に被害を受けた者、被害を受けるおそれがある者。

2 避難所等の指定

市は、都市公園、公民館、学校等の公共的施設等を対象に、地域の人口、地形、災害に対する安全性等及び想定される地震の諸元に応じ、その管理者の同意を得た上で、災害の危険が切迫した緊急時において安全が確保される「指定緊急避難場所」及び被災者が避難生活を送るための「指定避難所」をあらかじめ指定し、住民に対して周知徹底を図る。

(1) 指定緊急避難場所

指定緊急避難場所については、災害の危険が及ばない場所又は施設を洪水等の災害種別ごとに指定し、異なる災害に関し、危険が及ばない場合は重複して指定する。

指定緊急避難場所の指定基準は次のとおりとする。また、都市公園等のオープンスペースについては、火災に対して安全な空間とすることに努める。

- ・災害発生時に迅速に避難場所の開設を行うことが可能な管理体制を有するもの（管理条件）
- ・異常な現象による災害発生のおそれのない区域（安全区域）に立地しているもの（立地条件）
- ・安全区域外に立地する場合には、当該異常な現象に対して安全な構造であることのほか、洪水等については、その水位よりも上に避難スペースがあるもの（構造条件）

(2) 指定避難所

① 指定基準

指定避難所の指定基準は次のとおりとし、指定避難所は指定緊急避難場所と相互に兼

ねることができる。

- ・被災者等を滞在させるために必要かつ適切な規模を有するもので、市域における県被害想定による最大規模の避難者数を収容できる避難所確保を目標とし、1施設あたりの収容者数は概ね数百人程度までとする。(規模条件)
- ・速やかに被災者等の受け入れ、生活関連物資の配布が可能な構造・設備を有するもの(構造条件)
- ・想定される災害による影響が比較的少ない場所に立地していること(立地条件)
- ・車両その他の運搬手段による物資の輸送等が比較的容易な場所にあるものであること(交通条件)
- ・災害時要援護者の滞在を想定し、バリアフリー化や、相談・介助等の支援体制に十分配慮する。

② 指定順位

市が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとし、施設管理者の同意を得た上で指定することとする。

- ・公立小、中学校
- ・その他公立学校
- ・公民館
- ・その他の公共施設(社会教育施設、福祉センター、文化・スポーツ施設等)
- ・その他の民間の施設(集会施設、体育施設、宿泊施設、寺社仏閣、社会福祉施設等)

③ 広域一時滞在への配慮

- ・市は、指定避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについて定めるなど、他の市町からの被災住民を受け入れができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努め、その際には、施設管理者に対し、広域一時滞在の用に供する避難所になりうることについてあらかじめ同意を得るよう努める。
- ・市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の市町との広域一時滞在に係る応援協定の締結や被災者の運送が円滑に実施されるよう運送事業者との協定の締結など、発災時の具体的な避難、受け入れ方法を含めた手順等を定めるよう努める。
- ・市は、県有施設(指定管理施設を含む)を広域一時滞在の用にも供する避難所として指定したい旨の申し出をすることができる。

④ 留意事項

- ・市は、避難所の場所について、標識、案内板、防災訓練の実施や防災マップの作成・配布等により住民に周知徹底を図る。
- ・学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたって、教育委員会及び当該学校と市(防災担当部局)は十分協議し、「学校における避難所運営業務及び市防災部局への移行手順」を策定するとともに、継続的に連絡会議等を開催し、施設の開放区域と使用禁止区域、鍵の保管状況、資機材等の保管状況等について確認するなど、平時からの協力・連携体制の充実に努める。
- ・市は、あらかじめ高齢者・障がい者等、避難所での生活において特別な配慮を必要

とする者を把握し、福祉避難所を指定するよう努める。

3 市の避難所管理運営体制の整備

- (1) 市は、避難所への職員派遣計画を作成し、派遣基準を明らかにしておく。
- (2) 避難所開設期間が7日を超えることも想定し避難所管理・運営体制を整備する。

4 施設、設備の整備

- (1) 避難所となる施設は、耐震、耐火構造、バリアフリー化することを目標とし、通信手段の確保とともに、計画的な整備を推進する。
- (2) 避難所には、災害時にも最低限の機能を維持し、避難者の生活や管理運営が確保できる設備等（避難者スペース、ライフラインの確保、物資の備蓄、情報収集機器等）計画的な整備の推進を図る。
- (3) 避難所の施設・設備の整備にあたっては、高齢者、障がい者、乳幼児、妊娠婦等の災害時要援護者にも十分配慮する。
- (4) 市は、過去の災害での事例を参考に必要なトイレを確保する。仮設トイレ等が必要な場合には、使用する者の事情や現場の状況を踏まえ、協定事業者、県等への応援要請を行う。トイレは避難者が中心となって清掃等を適切に行って健康被害の防止と衛生対策に努める。
- (5) 市は、平常時から、井戸の整備をはじめ、避難所ごとに断水に備えた生活用水の確保に努める。

5 避難所運営組織の育成

- (1) 市は、自主防災組織等の協力を得て避難所運営組織の編成を図るなど運営体制の整備に努め、災害時の円滑な自主運営体制の確立を図る。
- (2) 自主防災組織等は、地域の居住者、災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。
- (3) 市は、災害ボランティア団体等と災害時の避難所運営体制について協議しておく。

6 避難所開設・運営訓練

市、避難所管理者、地域の防災組織等が連携した避難所開設・運営訓練を実施しておく。

7 避難所管理運営マニュアルの作成

市は、災害時における避難所の迅速かつ円滑な管理・運営等を図るため県が作成した「避難所管理運営指針（平成25年版）」等に基づき、自主防災組織をはじめとする住民、学校等の施設管理者その他の関係機関等とともに、地域の実情に応じた適切なマニュアルの作成に努める。

（避難所管理運営指針（平成25年版）の主な内容）

- ① 基本方針
 - ・避難所の目的、機能、対象者 等

- ② 一般避難所
 - ・避難所指定方針
 - ・管理運営体制の整備
 - ・避難所の施設・設備、備蓄、通信手段
 - ・避難所不足への対応
 - ・管理責任者の配置と役割
 - ・避難者・避難所の情報管理、災害時要援護者の保護
 - ・食料・生活物資等の提供
 - ・女性への配慮
 - ・健康、衛生環境、広報、相談対応 等
- ③ 福祉避難所
 - ・福祉避難所の目的、機能、対象者
 - ・福祉避難所の指定
 - ・必要な施設設備、物資・器材、人材
 - ・社会福祉施設、医療機関等との連携
 - ・運営体制の確保 等

8 避難情報発令判断基準等策定のためのガイドラインの活用

市は適時適切な避難情報の発令や住民への各種情報の伝達に資するため、国及び兵庫県が策定した、「避難情報に関するガイドライン」に基づき、避難指示又は高齢者等避難の対象地域、判断時期等を明示したマニュアルを作成しておく。

また、市は、避難情報を発令するにあたり、国又は県に必要な助言を求めることができるよう、連絡調整窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。

第2 避難所の配置

災害の危険が切迫した場合における住民等の安全な避難所を確保する観点から、災害の種類ごとに災害の危険が及ばない場所または施設を「指定緊急避難場所（一次避難所）」、被災者が一定期間避難生活を送る避難所を「指定避難所（二次避難所）」として位置づけるものとする。

なお、避難所の配置にあたっては、人口や住宅等の状況に応じて配置することとし、避難所から概ね半径 2km の圏域を避難圏域とする。また、避難圏域以遠の居住世帯については、代替施設の検討や新規整備を検討するとともに、早い段階からの避難周知などの対策に努める。

避難所の施設一覧については、資料編に示す。

(1) 指定緊急避難場所（一次避難所）

火災や浸水などの災害時における一時的な避難所として、集会所や公民館、コミュニティセンターなどの公共施設等を指定緊急避難場所（一次避難所）に位置づける。

(2) 指定避難所（二次避難所）

火災や浸水などの災害によって避難生活が2～3日間程度に亘る場合の避難施設として、市内の小中学校や高等学校、各地区の拠点施設、福祉避難所等を指定避難所（二次避難所）に位置づける。特に、各地区の拠点施設については、物資や応援人員等が供給されるコミュニティ単位の拠点として指定避難所（二次拠点避難所）に位置づける。なお、避難する者が最寄りの避難所として指定緊急避難場所（一次避難所）として利用する場合も受け入れる。

(3) 広域避難所

火災や浸水などの災害によって避難生活が一ヶ月程度以上の長期に亘る場合の避難施設として、広域避難所を位置づける。なお、避難する者が最寄りの避難所として指定緊急避難場所（一次避難所）として利用する場合も受け入れる。

(4) 福祉避難所

災害時要援護者の避難を優先する避難所として、柏原福祉センター、柏原住民センター、氷上住民センター、青垣住民センター、春日福祉センター、春日住民センター、山南住民センター、山南福祉センター、ライフピアいちじまを福祉避難所として位置づける。その他、「災害時における避難場所等施設利用の協力に関する協定書」により、市内16施設を福祉避難所として確保している。また、福祉避難所は、指定避難所（二次避難所）としての機能の確保に努める。

避難所の種別と防災拠点の関係等

避難所の種別	具体的な施設	防災拠点の種別	その他機能
指定緊急避難場所 (一次避難所)	公民館、小中学校等の公共的施設	—	—
指定避難所 (二次避難所)	小中学校の体育館、福祉避難所等	コミュニティ防災拠点	—
指定避難所 (二次拠点避難所)	各地区の拠点施設	コミュニティ防災拠点	—
広域避難所	山南中央公園	地域防災拠点	物資輸送拠点
	青垣総合運動公園 (グリーンベル青垣)	地域防災拠点	物資輸送拠点
	氷上中学校	—	ヘリポート候補地
	丹波少年自然の家	—	ヘリポート候補地
	春日中学校	—	ヘリポート候補地
	和田中学校	—	ヘリポート候補地
	市島中学校	—	ヘリポート候補地
	丹波の森公苑	広域防災拠点	物資輸送拠点

(5) 避難所圏域以遠地域（半径2km圏域外）の対策

- ① 以下の自治会においては、代替施設を位置づける。
- ・石戸：石戸公民館
 - ・三方：三方多目的集会所
 - ・朝阪：朝阪公民館
 - ・小野：小野公民館
 - ・福田：福田公民館
 - ・鴨内：鴨内公民館
 - ・沼：沼公民館
 - ・井中：井中公民館
 - ・奥塩久：奥塩久公民館
 - ・東芦田：東芦田公民館、東芦田体育館
 - ・大名草：大名草公民館、ひだまり
 - ・大碑：大碑集会所
 - ・稻土：明号公民館、日向公民館
 - ・遠阪：今出せせらぎ園、遠阪公民館
 - ・野瀬：野瀬公民館
 - ・上三井庄：上三井庄公民館
 - ・鹿場：鹿場公民館
 - ・阿草：阿草公民館
 - ・玉巻：玉巻公民館
 - ・奥野々：奥野々公民館
 - ・谷川11区：交流施設丹波笛路村（笛路の郷）、谷川11区公民館
 - ・小野尻：小野尻公民館
 - ・西谷：西谷公民館
 - ・五ヶ野：五ヶ野公民館
 - ・応地：応地公民館
 - ・草部：草部公民館
 - ・市ノ貝：市ノ貝公民館
 - ・鴨阪：鴨阪公民館

2 避難路の整備

指定緊急避難場所（一次避難所）及び指定避難所（二次避難所）、広域避難所を連絡する道路を避難路として位置づけ、円滑な避難活動が可能となるよう、道路幅員の確保や段差の解消などの対策に努める。また、避難路と緊急輸送路のネットワークも確保し、避難所への物資や応援体制が円滑に供給されるように努める。

第12節 備蓄体制等の整備

[実施機関：市(くらしの安全課、水道課、各支所)]

第1 基本方針

市及び防災関係機関は、次の点を基本方針に備蓄体制を整備する。

- 1 災害発生から3日間は、平時のルートによる供給や外部からの支援が困難になる可能性があることから、この間の物資等の確保対策を講じる。
- 2 住民が各家庭や職場で、平時から最低でも3日間、可能な限り1週間分の食料、飲料水、生活必需物資を備蓄するよう、自主防災組織や自治会等を通じて啓発するとともに、事業所等における物資の確保について啓発する。
- 3 住民の備蓄を補完するため、県の地震被害想定における当該市の最大避難者数を基準に、コミュニティ等のきめ細かな単位に分散させる形で、物資等の備蓄に努めるとともに、必要量が確保できているか定期的に確認し、不足している場合は、その確保に努める。
- 4 災害対策要員の必要分として、常時3日分の備蓄に努める。

第2 食料

1 備蓄、調達

(1) 食料給与対象者

- ① 避難所等に収容されている被災者
- ② 住家が被害を受け、炊事ができない者
- ③ 病院、ホテル等の滞在者及び縁故先への一時避難者
- ④ 救助、救護、災害防止、災害復旧等の従事者

(2) 目標数量

市、住民等は、各々次表の区分に従って備蓄をするよう努める。

■被災者の1日分相当量（現物備蓄）

区 分	住民による備蓄	行政による備蓄	
		市による備蓄	県による備蓄
小学校区・地区レベル又は コミュニティ域	1人3日分 → (現物備蓄)	被災者の1日分相当量 (現物備蓄)	
市域レベル		被災者の1日分相当量 (流通在庫備蓄)	
広域レベル			被災者の1日分相当量 (現物又は流通在庫備蓄)
合 計	3日分	2日分(流通在庫備蓄を含む)	1日分

※可能な限り1週間分程度の備えをめざす。

※矢印は、不足が生じた場合にカバーする手順を示す。

(3) 品目

一般に次のものを備える。また、高齢者や乳幼児のニーズへの配慮、現物備蓄または流通在庫備蓄以外の弁当、パン等の流通食品の調達にも十分配慮する。

- ① 炊き出し用米穀、おにぎり、パン、育児用調整粉乳等の主食
- ② 即席めん、ハム・ソーセージ類、調理缶詰、漬物、味噌、醤油等の副食

(4) 方法

市は、小学校区・地区レベル又はコミュニティ域及び市域レベルで被災者2日分の食料を備蓄する。小学校区・地区レベル又はコミュニティ域については、発災後すぐに対応が必要になることから、きめ細かな単位で備蓄をする。なお、備蓄にあたっては、供給が困難な場合は、次の方法により対応する。なお、この方法を実効あるものにするため、原則として業者等と協定を締結しておく。

- (ア) 米穀 …… 備蓄食料の活用（広域防災拠点からのアルファ化米等の供出）
- (イ) おにぎり … 学校給食センター、給食業者からの供給のあっせん、弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん
- (ウ) 弁当 …… 弁当給食事業者との協定に基づく供給のあっせん
- (エ) パン、育児用調整粉乳 … 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- (オ) 副食 …… 業者との協定締結及びそれに基づく流通在庫の活用
- (カ) 食料品一般… コンビニエンスストア事業者、食料品業者との協定に基づく供給のあっせん

2 搬送等

市は、緊急輸送路を活用した、被災者への食料の供給体制を整備する。

第3 生活必需物資

1 備蓄、調達

(1) 生活必需物資給与対象者

住家に被害を受け、生活に必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失し、直ちに日常生活を営むことが困難な者。

(2) 目標数量

食料の項に準じるが、幼児、女性、高齢者等を対象とした物品については、対象者や使途を考慮して数量を見積もる。

(3) 品目

発災から3日以内に確実に必要になると考えられる品目について重点的に取り組むとともに、災害時要援護者のきめ細かなニーズにも配慮する。

■特に重要な品目例

区分	特に重要な品目例	備考
寝具	毛布 ほか	具体的な品目、調達先等については、資料編に掲載
外衣・肌着	下着 ほか	
身の回り品	タオル ほか	
炊事道具・食器	哺乳瓶 ほか	
日用品	トイレットペーパー、ポリタンク、生理用品、紙おむつ、大人用おむつ、土のう袋、仮設トイレ、ブルーシート、ティッシュペーパー ほか	
光熱材料等	小型エンジン発電機、卓上コンロ・ボンベ、懐中電灯 ほか	

(4) 方法

市は、小学校区・地区レベル又はコミュニティ域及び市域レベルで備蓄を行う。

備蓄にあたっては、供給が困難な場合、予め協定した業者等に供給を依頼する。

なお、この方法を実効あるものとするため、事前に業者等のおおよその供給能力を把握しておく。

備蓄の現況については資料編に示す。

2 搬送等

食料の項に準ずる。

第4 応急給水

1 対象

上水道の給水が停止した断水世帯等

2 目標数量

市（水道課）は、発災直後に断水世帯に対し、最小限必要量の1人1日3リットルを給水することを目安に、給水体制を整備する。

〈 給水目標水準 〉

- | | |
|------------|---------------------|
| ○災害発生から3日間 | 1人1日 3リットル |
| ○4日～10日目 | 1人1日 3リットル～20リットル |
| ○11日～20日目 | 1人1日 20リットル～100リットル |
| ○21日目以降 | 1人1日 100リットル～被災前水量 |

3 供給体制

- (1) 市は、運搬給水基地又は非常用水源からの拠点給水、給水車等による運搬給水に必要な体制を整備する。
- (2) 市は、災害時における関係機関間の情報連絡や指揮命令系統等が迅速かつ円滑に進められるよう、平時から「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」に基づくブロック内訓練の実施や広域における災害を想定した訓練等に参加しその充実を図る。

第5 医薬品

第2編 第2章 第10節の「災害救急医療システムの整備」の節を参照

第13節 家屋被害認定士制度等の整備

[実施機関：市(税務課、都市住宅課)]

第1 家屋被害認定士制度の整備

1 家屋被害認定士制度の整備

市は県に協力して、家屋被害認定士制度の整備に努める。

2 内容

災害時における多くの被災者支援制度において市が発行する災証明が用いられることに鑑み、今後発生する災害における被害調査の迅速化と統一化を担保し、被災者支援制度の円滑な実施に資するため、市は、十分な知識と技術をもって即時に被害調査に従事できる家屋被害認定士を育成するとともに、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化と被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

(1) 家屋被害認定士の役割

- ① 災害時に市長より調査員に命ぜられ、即戦力として被害調査を行う。
- ② 被害調査に関する調査方法、判定方法及びこれらの考え方を必要に応じて被災者等へ説明する。
- ③ 常に自己研鑽を行うとともに、調査員となる他の職員等に対し、必要な教育・訓練を行う。

(2) 家屋被害認定士の対象者

- ① 市職員
- ② 県職員
- ③ 建築及び不動産関係団体の会員

3 被害調査の判定方法の統一化

市は県に協力して、県内における被害調査の調査方法及び判定方法の統一化を図る。

4 調査員及び家屋被害認定士の相互応援体制の整備

市は県に協力して、被害調査に従事する調査員及び家屋被害認定士の市町間の相互応援体制の整備を図る。

また、住家被害の調査担当者の育成を計画的に進めるなど、災証明書の交付に必要な業務の実施体制の整備に努める。

第2 被災建築物・宅地応急危険度判定制度の整備

市は、大地震又は豪雨等によって建築物・宅地が大規模かつ広範囲に被災した場合に、二次災害を軽減、防止し、住民の安全を確保するために、応急危険度判定士を活用して被害の発生状況を迅速かつ的確に把握し、建築物・宅地の危険度判定を実施する。

1 危険度判定実施体制の整備

市は、県と協力して、全国組織である被災建築物危険度判定連絡協議会と連携しながら、実施体制の整備に努める。

2 判定資機材の備蓄

市は、県と協力して、県が策定する判定業務マニュアルに基づき、応急危険度判定の実施に必要な資機材を備蓄する。

〈 備蓄品目 〉

判定調査票、判定ステッカー、ヘルメット用シール（一般のヘルメットに貼る「応急危険度判定士」と記載されたシール）、腕章、住宅地図等

3 実施計画

(1) 実施主体

市が危険度判定を実施する場合は、判定業務マニュアル第2編第2章（震災対策編／実施本部業務マニュアル）に基づき、実施本部を設置し、県に必要な支援を要請する。

(2) 対象

地震又は豪雨等により被災した建築物・宅地を対象とする。

(3) 実施方法

実施本部、支援本部及び判定士は、判定業務実施マニュアルに基づき、判定を実施するための体制をとり、判定実施区域や判定実施順位等の決定を行い、判定を実施する。

(4) 判定結果の活用

判定結果は災害対策本部に報告するとともに、被災者対策に活用するように努める。

第14節 廃棄物対策の充実

〔実施機関：市(環境課)〕

第1 災害廃棄物処理計画の策定

災害時の廃棄物処理を迅速に実施し、早期復旧に資するため、市は、あらかじめ仮置き場の配置や災害廃棄物の処理方法等について、具体的に示した災害廃棄物の処理計画を定めておくとともに、平常時から仮置場候補地のリストアップ、仮置場における分別・処理の運営体制について検討しておく。また、広域処理を行う地域単位で一定程度の余裕をもった処理施設の能力を維持し、災害廃棄物処理の多重化や代替性の確保を図る。

さらに、市は、廃棄物処理施設等の浸水対策等の防災対策を図るよう努めるとともに、災害廃棄物処理計画の策定にあたっては、水害ごみの分別については、少なくとも可燃、不燃、粗大、畳、廃家電の5分別に努めることを明記する。

計画内容として必須の事項	目的、組織・体制、災害に備えた資機材の備蓄計画、仮置場の配置計画、仮置場の運営計画、排出ルール（分別）、ごみ発生量の推計、処理計画、応援の要請、仮設トイレの設置計画・管理計画、住民への広報
--------------	--

第2 応援体制の整備

1 兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定

市は、廃棄物処理の円滑実施をめざし、平成17年9月に兵庫県災害廃棄物処理の相互応援に関する協定を締結している。この協定に基づき、県が被災地市町の要請を受けて応援の調整を行い、市町間で相互応援を行う体制を整備する。

- 協定内容 (1) 県が被災市町の要請を受けて調整
(2) (1)に基づき各市町間で相互応援を実施

2 費用負担

応援に要する費用のうち、災害廃棄物処理事業の国庫補助対象となるものについては、原則として応援を受けた市町が負担する。

第3 その他

廃棄物処理施設については、大規模災害発生時に電力供給や熱供給等の役割も期待できることから、始動用緊急電源のほか、電気・水・熱の供給設備を設置するよう努める。

第15節 災害時要援護者支援対策の充実

[実施機関：市(生活環境部、まちづくり部、健康福祉部)]

第1 災害時要援護者支援体制の整備

1 推進組織の整備

市は、災害時要援護者の担当課を定め、庁内横断で災害時要援護者を支援する体制を整備する。また、既存の福祉関係組織等を活用して関係機関、当事者団体、支援団体等との協力関係の構築に努める。

2 災害時要援護者の日常的把握と避難行動要支援者名簿の整備

市は、防災担当部局と福祉担当部局との連携のもと、平常時から災害時要援護者に関する情報を把握するよう努める。このうち、少なくとも避難行動要支援者（自力での避難が困難な災害時要援護者）については、災害対策基本法に定める避難行動支援者名簿を整備しておく。名簿は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、定期的に更新する。

■避難行動要支援者名簿の整備にあたり規定に盛り込む項目

- ① 名簿作成の対象範囲
- ② 名簿の提供先、方法
- ③ 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法
- ④ 名簿の更新に関する事項
- ⑤ 名簿の提供に際し、情報漏洩を防止するために求める措置及び講じる措置
- ⑥ 避難支援等関係者の安全確保

3 避難行動要支援者名簿の共有

市は、避難支援等に携わる関係者として自治会（自主防災組織）、民生委員・児童委員、社会福祉施設（避難者受入施設）に対して、避難行動要支援者本人の同意を得た上であらかじめ避難行動要支援者名簿を提供し、多様な主体の協力を得ながら、避難行動要支援者に対する情報伝達体制の整備、避難支援・安否確認体制の整備、避難訓練の実施等を一層図る。その他の介護又は障害福祉サービス事業所等への避難行動要支援者名簿の提供については、個人情報保護審査会の承認を経て調整を行う。いずれの場合も、名簿情報の漏洩の防止等必要な措置を講じる。

4 地域における避難支援体制の整備

市は、避難行動要支援者名簿をもとに、対象者一人ひとりに支援者を決めるなどの地域における支援体制の整備に努める。

5 訓練・研修の実施

市は、災害時要援護者も参加した訓練の実施に努めるとともに、職員、福祉関係者、地

域住民等を対象に研修会等を開催し、災害時要援護者支援に必要な人材の育成に努める。

第2 情報伝達体制の整備

1 市の体制

市は、災害時に迅速・的確に災害時要援護者へ情報を伝達するため、その特性に応じて多様な情報伝達手段の確保に努めるとともに、地域の見守り体制や障がい者団体のネットワーク等も活用し、情報伝達ルートの確保を図る。

2 緊急通報システムの整備

市は高齢者、障がい者等と消防本部の間に緊急通報システムを整備し、その周知に努める。

3 障がい者への情報伝達体制の整備

市は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障がい者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備する。

また、防災知識の普及啓発に努めるほか、消防本部等は、防災上の相談・指導を行う。

4 外国人に対する日常の情報提供等

市は、外国語による防火防災対策の啓発に努める。

ア 生活情報リーフレットによる防災情報の提供

イ ひょうごE（エマージェンシー）ネットをはじめ、インターネット、コミュニティFM、FM放送を用いた外国語による啓発の実施

第3 安全な避難場所の確保

- (1) 市は、指定避難所において、バリアフリー化や障がい者向けトイレ、福祉避難室の確保など、災害時要援護者がすこしやすい環境の確保に努める。
- (2) また、市は、社会福祉施設等との協定により、災害時に災害時要援護者を受け入れるために必要な配慮がなされた福祉避難所の確保に努める。
- (3) さらに、市は、福祉避難所が不足する場合に備えて、旅館やホテル等の使用について検討しておく。

第4 災害時要援護者に配慮した食料・物資の確保

市は、流動食、粉ミルク、車いす、紙おむつなどの災害時要援護者に配慮した食料・生活用品等の備蓄・調達体制の整備に努める。

第5 平常時の地域ケアシステムとの連携

(1) 介護・看護事業者等との連携

市は、災害時の情報伝達、安否確認や被災要援護者の生活支援などについて、地域の介護・看護事業者との連携を図る。

第2編 災害予防計画
第2章 災害応急対策への備えの充実
第15節 災害時要援護者支援対策の充実

また、高齢者、障がい者等の中で、緊急に施設で保護する必要のある者に対して、社会福祉施設の一時入所措置等の取扱いが円滑に行われるよう体制を整備する。

(2) 社会福祉施設等の対応力の強化

- ① 社会福祉施設や福祉サービス事業者に対し、事業継続計画（B C P）の策定を促すなど、入所者・利用者の安全確保やサービスの早期再開に向けた取り組みを進めるよう、啓発に努める。
- ② 高齢者や障がい者をはじめ不特定多数の人が利用する施設について、次の事項について整備に努める。
 - ア 車いすで通行できる避難経路としての敷地内通路及び外部出入口の整備
 - イ 光、音声等により、視覚障がい者及び聴覚障がい者に非常警報を知らせたり、避難場所への誘導を表示する設備の整備

(3) 社会福祉法人相互間の協力関係の構築

市は、社会福祉施設等が被害を受けた場合に備え、社会福祉法人相互間の協力体制を構築するよう働きかける。

第6 災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策の実施

市は、県と十分な連携及び調整を図った上で、災害時要援護者関連施設に対して、土砂災害に関する情報の提供、防災体制整備の指導等、災害時要援護者関連施設に係る総合的な土砂災害対策を講じる。

第7 難病患者等への支援体制の整備

市は、県及び医療機関、介護保険事業所等と連携し、県の把握した在宅人工呼吸器装着難病患者等、医療依存度の高い難病患者の情報に基づき、災害時に避難入院先の確保や特定医薬品の供給等、迅速な対応ができるよう、体制整備を進める。

第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備

〔実施機関：市(社会福祉課)、社会福祉協議会〕

第1 「災害ボランティア活動支援マニュアル」の作成

市は、災害ボランティアの受入体制を充実させるため、県が策定した「災害ボランティア活動支援指針」をもとに作成する市町マニュアルを参考に、「災害ボランティア活動支援マニュアル」等の作成に努める。

〈 災害ボランティア活動支援マニュアルの内容 〉

- 1 災害ボランティア活動支援の基本的考え方
 - (1) 阪神・淡路大震災・H26 丹波市豪雨災害を踏まえた支援
 - (2) ボランティアの自主性・自発性を尊重した支援
 - (3) 災害ボランティア活動に対する行政等の支援内容
- 2 災害時の支援
 - (1) 災害ボランティア窓口の明確化
 - (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営支援
 - (3) 災害ボランティアセンターに関する広報・情報提供
- 3 平常時の支援
 - (1) 市内外ボランティア団体等とのネットワークの構築と連携
 - (2) 災害ボランティアコーディネーターの養成支援
 - (3) 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

第2 受入体制の整備

市は、県内で大規模災害等が発生した場合に備え、次の事項を内容とする災害ボランティアの受入体制の整備に努める。

- ① 災害ボランティア団体等とのネットワークの構築
- ② 災害時に活動できるボランティアコーディネーターの育成支援
- ③ 災害ボランティア対応に関する行政職員等の資質の向上

市は、市地域防災計画の作成にあたり、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体との意見交換の場を持つとともに、これらの団体が積極的に参画できる防災訓練（災害ボランティアの受入訓練、災害ボランティアと行政や地域住民等が連携した訓練等）の実施に努める。

第3 ボランティア活動の支援拠点の整備

市は、平時における各種のボランティア活動が災害時にも生かされるとの考え方のもとに、ボランティアの自主性を尊重しつつ、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、市域単位でボランティア活動の支援拠点の整備に努める。

第4 災害ボランティア活動の環境整備

市は県に協力して、災害時におけるボランティア活動が円滑に進められるよう、社会福祉協議会、日本赤十字社その他のボランティア団体と連携を図りながら、災害に係るボランティアコーディネーターの養成、ボランティアのネットワーク化、ボランティアの活動拠点の整備、ボランティア活動資機材の整備、ボランティア団体・企業・行政のネットワーク化その他の環境整備に努める。

市は、あらかじめ災害ボランティアに貸し出せる資機材を把握し、災害時に使用許可、貸出等の迅速かつ柔軟な手続きを整備する。

また、一輪車、スコップ、じょれんなど、特別な技術や能力、資格が不要で誰もが使用できる簡易なボランティア用資機材の備蓄や、ホームセンターとの間で災害時に必要な資機材確保に係る協定の締結等に努めるなど、ボランティア活動資機材の整備に努める。

第17節 水防対策の充実

[実施機関：市(くらしの安全課、河川整備課)]

第1 浸水想定区域における避難確保措置

- 1 市は、浸水想定区域の指定があったときは、当該浸水想定区域ごとに、洪水予報及び避難判断水位（特別警戒水位）到達情報（以下、「洪水予報等」という。）の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難確保を図るために必要な事項を定める。
- 2 浸水想定区域が指定された区域については、洪水予報等の伝達方法、避難場所その他避難確保のため必要な事項を住民へ周知するよう努める。
- 3 高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある場合にあっては、施設の名称及び所在地を住民へ周知するよう努める。
- 4 3の施設における洪水予報等の伝達方法について、必要な事項を定める。

第2 避難確保計画の作成指導等

浸水想定区域内に地下空間等が建設される場合は、所有者、管理者等に国土交通省令に則した避難確保計画の作成を指示し、速やかに計画を公表するとともに、洪水予報等の伝達体制を確立する。

また、これに該当しない、特定少数の者が利用する地下空間の所有者、管理者、建設予定者についても、国土交通省の「地下空間における浸水対策ガイドライン」を参考とした浸水対策、避難対策の普及を促進する。

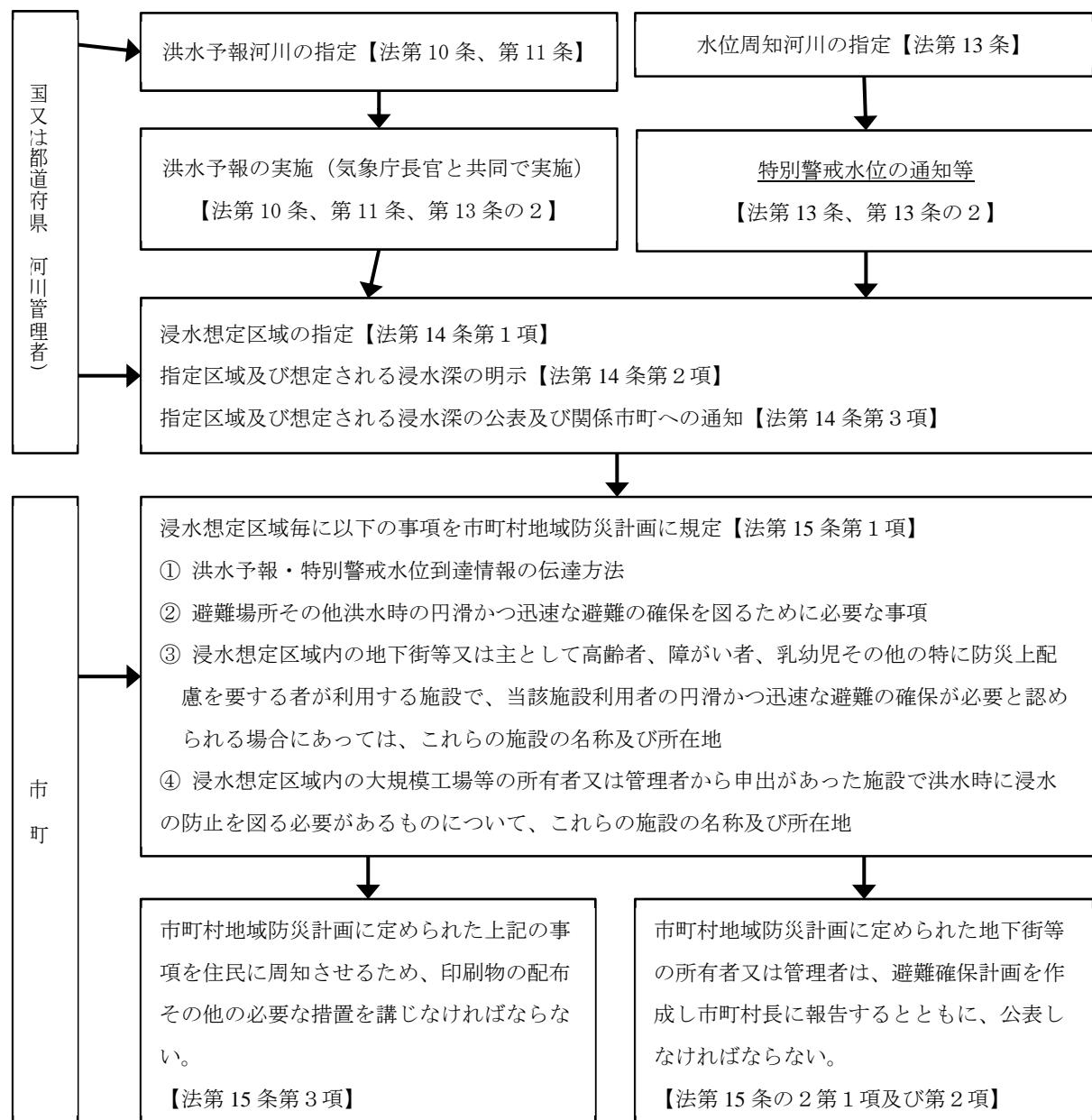
第3 住民への周知

市は、浸水想定区域、避難場所、避難路等に関する総合的な資料として図面表示等にまとめたハザードマップ等を作成し、住民への周知を図るため、公表・配布に努める。

第4 避難マニュアルの作成

市は、水害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。

■水防法に基づく事務処理の流れ（参考：兵庫県地域防災計画より）



第18節 土砂災害対策の充実

[実施機関：市(くらしの安全課、道路整備課、教育委員会)]

第1 警戒避難体制の整備等

市は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づく警戒区域の指定があったときは、当該警戒区域ごとに、以下の項目について定める。

- 1 情報の収集及び伝達
- 2 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達
- 3 避難、救助、その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項
- 4 主として高齢者、障がい者、乳幼児その他特に防災上の配慮を要する者が利用する施設の利用者の円滑な警戒避難が行われるよう、土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法
- 5 住民への周知（ハザードマップの配布等）
- 6 山地災害危険地区の周知

第2 土砂災害による被害を防止するための対策（住民への周知）

市は、土砂災害に関する情報の伝達方法、急傾斜地の崩壊等のおそれがある場合の避難地に関する事項その他警戒区域における円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、以下に例示する方法により、住民に周知する。

1 平常時からの防災意識の高揚を促すための周知

- (1) 土砂災害警戒区域等を記載した印刷物（ハザードマップ等）の作成・公表・配布
- (2) 過去の土砂災害に関する情報の提供
- (3) 土砂災害発生のおそれを判断する基準雨量に関する情報の提供

2 緊急時の警戒避難を促すための周知

- (1) 雨量情報の提供
- (2) 避難の指示等の伝達

3 警戒区域ごとの情報伝達

市は、警戒区域ごとに情報伝達、予警報の発令・伝達に関する事項、避難場所及び避難経路に関する事項、土砂災害に係る避難訓練に関する事項、避難、救助その他必要な警戒避難体制に関する事項について定める。

市は、土砂災害警戒区域内に災害時要援護者が利用する施設がある場合には、施設利用者の円滑な警戒避難が行われるよう土砂災害に関する情報、予報及び警報の伝達方法を市地域防災計画に定める。

第3 防災意識の向上施策

市は、住民の災害時行動を理解するとともに、土砂災害の予測困難性の広報や地域の災害

履歴確認、地域住民の参画と協働によるハザードマップの作成を通じて住民の防災意識の向上を図る。

第4 避難マニュアルの作成

市は、土砂災害の特性、収集できる情報を踏まえ、避難すべき区域や判断基準、伝達方法を明確にした避難マニュアルの作成に努める。

第19節 中山間地等における風水害・地震対策

[実施機関：市(くらしの安全課、道路整備課、農地整備課、教育委員会)]

中山間地等における風水害及び地震対策について定める。

第1 集落孤立の抽出

市は、中山間地域の集落のうち、道路交通による外部からのアクセスが困難となり、住民生活が困難もしくは不可能となるおそれのある地域をあらかじめ抽出しておく。

第2 集落の孤立に備えた対策の推進

1 通信の確保

- (1) 市は、通信機器（衛星携帯電話を含む）のための非常用電源の確保及び停電時の確実な切り替え、保守点検、非常用電源の燃料の確保を図る。また、防災訓練等を通じ、通信機器や非常用電源の使用方法の習熟を図る。
- (2) 市は、集落と市間の通信途絶を防止するために、衛星携帯電話等、地域の実情に応じて適切な通信手段を確保するとともに、定期的に通信訓練などを行い、機器の操作方法の習熟を図る。
- (3) 市は、対策本部機能や通信機能を維持するために、対策本部や避難所等防災関連施設における耐震性を確認し、不十分な場合は、暫定的な代替候補地の確保や、耐震性の強化等の対応方策を検討する。

2 物資供給、救助活動への備え

- (1) 市は、高齢者の多い集落などでは、長時間孤立した場合、日常的に服用している医薬品等の不足も懸念されることから、孤立時に供給すべき医薬品等を予めリストアップし、供給体制についても検討する。
- (2) 市は、ヘリコプター離着陸適地をヘリコプターの大小も考慮して、選定・確保しておく。また、着陸可能な箇所（田畠、農・林道等）もリストアップしておく。
- (3) 市は、孤立可能性のある集落へのヘリポートやヘリコプターの夜間離着陸設備の整備（フェンス等の設置方法の変更や夜間照明設備の配備など）のほか、バイク等地域の実情に応じた機動力の確保に努める。

3 備蓄の推進

- (1) 市は、集落の孤立の可能性に応じて、水、食料等の生活物資、負傷者発生に備えた医薬品、救出用具、簡易トイレ等の備蓄に努める。この際、公的な備蓄のみならず、自主防災組織及び個々の世帯レベルでの備蓄の促進にも留意する。
- (2) 市は、土砂災害や水害等を考慮のうえ、避難施設を確保・整備する。

4 道路・ライフライン等寸断への対策

市は、迅速な道路被害情報の収集及び関係機関への情報提供が行えるよう、道路情報モ

ニター、ボランティア、情報収集のための消防団員等の連携体制等の整備に努める。

5 災害時要援護者に対する支援対策

市は、防災関係部署と福祉部署、自主防災組織、福祉関係者等との連携による情報伝達体制を整備しておく。 (第16節 災害ボランティア活動の支援体制の整備 参照)

6 広報

市は、住民に対して孤立時の対応及び安否情報の発信等、土砂災害等が発生した場合の対応について、パンフレット作成などにより平常時から啓発に努める。

第20節 兵庫県住宅再建共済制度の活用

[実施機関：市(都市住宅課)]

市は、被災者が自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度の趣旨を踏まえ、兵庫県が実施する広報活動に協力するとともに、平常時から住民の自助意識の醸成のための啓発活動とあわせて、共済への加入広報活動に努める。

第1 制度の概要

兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫県条例第41号）

住宅再建共済※1			家財再建共済		
加入者	県内の住宅所有者		加入者	県内の居住者	
負担金	年額 5,000円		負担金	年額 1,500円	
対象	県内に存在する住宅※2		対象	県内に存在する住宅にある家財	
対象被害	地震、台風、水害等 あらゆる自然災害		対象被害	地震、台風、水害等 あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間		共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金	給付金	給付対象	給付金
	半壊以上で建築・購入 ※3	600万円		全壊で購入・補修	50万円
	全壊で補修	200万円		大規模半壊で購入・補修	35万円
	大規模半壊で補修	100万円		半壊で購入・補修	25万円
	半壊で補修	50万円		床上浸水で購入・補修	15万円
	半壊以上で建築・購入・補修などをせず、 賃貸住宅などに入居した場合など	10万円 (居住確保給付金)		住宅再建共済（一部損壊特約）	

※1 マンションは、マンション共有部分再建共済あり

②居住確保給付金の給付対象とならない

※2 県外での建築・購入の場合は半額となる

※3 被害認定は、住宅の所在する市町が発行する「り災証明書」による。全壊(50%以上)、大規模半壊(40%以上 50%未満)、半壊(20%以上 40%未満)、一部損壊(10%以上 20%未満)

一部損壊特約		
加入者	住宅再建共済の加入者のうち希望者	
負担金	年額 500円	
対象被害	地震、台風、水害等 あらゆる自然災害	
共済期間	毎年4月1日から1年間	
給付金	給付対象	給付金
	一部損壊で建築・購入 ※2・補修	25万円
	一部損壊で建築・購入・補修などをせず、 賃貸住宅などに入居した場合など	10万円 (居住確保給付金)

第3章 住民参加による地域防災力の向上

第1節 防災に関する学習等の充実

[実施機関：市(くらしの安全課、教育委員会)、防災関係機関]

第1 一般住民に対する防災思想の普及

防災関係機関は、住民一人ひとりが「自らの生命は自ら守る。」ということを基本に、平時から地域、家庭、職場等で防災への積極的な取り組みを行うよう促すなど、自主防災思想の普及、徹底、自主防災組織の確立及び組織強化を図る。

第2 災害教訓の伝承支援

市は、災害教訓の伝承について啓発を行うほか、大規模災害に関する調査分析結果や映像を含めた各種資料の収集・保存・公開等により、住民が災害教訓を伝承する取組を支援する。

第3 一般住民に対する防災知識の普及

防災関係機関は、正しい防災知識をわかりやすく伝えるため、多様な媒体を活用するとともに、所管業務に関する次の事項等について広報し、住民の防災意識の高揚を図る。

1 周知方法

- (1) 防災科学館（人と防災未来センターなど）の活用
- (2) インターネット（市のホームページ又は、洪水や土砂災害等の情報を公開している県のCGハザードマップ）等による普及

[CGハザードマップの内容] <http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>

- 5つの自然災害（洪水、土砂災害、高潮、津波、ため池）の災害危険情報（洪水・高潮・津波・ため池浸水想定区域図や土砂災害警戒区域等）や避難に必要な情報（避難所等）が確認できる。
- 雨量、河川水位、カメラ画像、土砂災害危険度等のリアルタイム情報が一元的に確認できる。
- 駅や主要地点における浸水イメージCGなどで災害の恐ろしさや、避難所の留意点等、防災学習ができる。
- 作図機能で地域の防災マップの作成ができる。

- (3) 新聞、冊子、その他印刷物による普及
- (4) 標語、図画、作文募集等による普及等
- (5) 出前講座等の実施
- (6) 地域住民の参画と協議によるハザードマップづくりや危険箇所パトロールの実施
- (7) 防災研修会や訓練の実施
- (8) 災害の体験談や絵本、写真集、紙芝居、ゲーム等の多様な媒体の活用

2 周知内容

- (1) 市内の防災対策
- (2) 風水害や地震に関する知識と過去の災害事例
- (3) 緊急地震速報発表時における対応行動
- (4) 災害に対する平素の心得
 - ① 地盤灾害等周辺地域における災害危険性の把握

- ② 家屋等の点検、家具の転倒防止、飛散防止フィルムの貼り付け等室内の整理点検
- ③ 家族内の連絡体制の確保（被災地域住民に係る安否情報の確認やメッセージの送信が可能な「災害用伝言ダイヤル」の活用等）
- ④ 火災の予防
- ⑤ 応急救護等の習得
- ⑥ 避難の方法（避難路、避難場所の確認）
- ⑦ 食料、飲料水、物資の備蓄（最低でも3日間、可能な限り1週間分程度）
- ⑧ 非常持出品の確認（貴重品、携帯ラジオ、懐中電灯、衣類、応急医薬品、非常食等）
- ⑨ 自主防災組織の育成
- ⑩ 災害時要援護者及び外国人への配慮
- ⑪ ボランティア活動への参加
- ⑫ 兵庫県住宅再建共済制度（フェニックス共済）への加入の必要性
- ⑬ 飼い主による家庭動物との同行避難や避難所での飼養についての準備 等
- (5) 予報・警報や高齢者等避難、避難指示、警戒区域の設定等について正しい理解とそれに基づく的確な行動についての周知徹底
- (6) 災害（地震を含む）発生時の心得
 - ① 災害発生時にとるべき行動
 - ② 出火防止と初期消火
 - ③ 自宅及び周辺地域の被災状況の把握
 - ④ 救助活動
 - ⑤ インターネット・テレビ・ラジオ等による情報の収集
 - ⑥ 避難行動上の注意事項
 - ⑦ 避難実施時に必要な措置
 - ⑧ 避難場所での行動
 - ⑨ 自主防災組織の活動
 - ⑩ 自動車運転中及び旅行中等の心得等
 - ⑪ 安否情報の確認のためのシステムの活用

第4 防災関係機関の職員が習熟すべき事項

- 1 防災関係機関の職員は、それぞれの業務を通じ、また、講習会・研修会、見学・現地調査、印刷物の配布等により、次の事項の習熟に努める。
 - (1) 各機関の防災体制と防災上処理すべき業務
 - (2) 災害発生時の動員計画とそれが分担する任務
 - (3) 各関係機関等との連絡体制と情報活動
 - (4) 関係法令の運用
 - (5) 災害発生原因についての知識
 - (6) 過去の主な災害事例と災害対策上の問題点等
- 2 市は、市地域防災計画を基本に、災害応急対策に係る災害対策本部運営マニュアル及び職員行動マニュアルを整備するなど、職員に対し災害時の各自の行動の周知徹底に努める。

第5 防災上重要な施設の職員等に対する教育

1 防災上重要な施設における防災教育

災害予防責任者（施設管理者）は職員に対し、講習会や防災訓練等を通して防災意識の徹底を図る。

(注)「防災上重要な施設」とは、災害が発生するおそれがある施設及びその施設に災害が及んだときは被害を拡大させるような施設並びに災害が発生した場合に被害の拡大を防止するような施設をいい、その管理者（災害予防責任者）に対しては、災害対策基本法第48条により、防災訓練の実施が義務づけられている。

2 防災関係機関における防災教育

防災関係機関の災害予防責任者は、災害対策要員に対し、法令に定める保安講習・立入検査、地域における防災講習会等を通じ、防災施設の管理・応急対策上の措置等の周知徹底に努める。

第6 ひょうご防災リーダー講座への参加

地域防災力の向上を目指し、市は、地域防災リーダーを育成するための講座に、自主防災組織リーダー及び一般住民等に参加を促進し修了者をひょうご防災リーダーとして位置づけ地域での活動の促進を図る。

1 目的

自主防災組織のリーダー等地域の防災の担い手が、防災に関する体系的・実戦的な知識・技術を習得すること。

2 主な講座内容

災害のメカニズム、防災のしくみ、応急手当・救助方法、心肺蘇生法、避難所開設・運営訓練等

3 開催場所

県広域防災センター（三木総合防災公園内）又は、各県民局単位で実施する会場

第7 学校における防災教育

1 市（教育委員会）は、学校における防災教育の推進を図るため、次の事項について進行管理を行う。

(1) 防災教育推進連絡会議を開催し、防災教育推進上の以下の諸課題解決の方策を協議する。

- ① 避難所指定に関わる学校と市（防災部局）・自主防災組織との連携強化について（「学校における避難所運営業務及び市への移行手順に係る留意事項（案）」策定）
- ② 学校防災計画策定に係る課題整理と調整について
- ③ 地域と連携した防災訓練の効果的実施方法について
- ④ 兵庫の防災教育実践上の課題の整理と調整について

(2) 教職員の指導力を向上させるため、各種研修会、訓練等の充実を図る。

- ① 教職員への研修会の参加促進
- ② 防災教育推進指導員養成講座への参加促進
- ③ 震災・学校支援チーム（EARTH）の設置検討

2 各学校は「学校防災計画」に基づき、学校防災体制の整備充実を図るとともに、児童・生徒に対する防災教育を推進するため、次の事項について周知徹底する。

(1) 学校における防災教育の充実

- ① 様々な災害から自らの命を守るために、適切に判断し、主体的に行動する態度を育成
- ② 助け合いやボランティア精神など「共生」の心を育み、人間としての在り方生き方を考えさせる防災教育の推進
- ③ 地域の災害の特性や歴史などを踏まえた地域学習素材の開発などに努め、「総合的な学習」の時間などを活用した効果的な指導の展開
- ④ 副読本や学習資料等を活用して、防災学習の効果的な指導方法の工夫・改善を進めるとともに、研修会を通して実践的指導力の向上

(2) 学校防災体制の充実

- ① 「災害対応マニュアル」の作成、見直し
- ② 地域の災害特性を考慮した防災訓練や学校が避難所となった場合を想定したものなど、地域の人々や関係機関と連携した実践的な訓練等の実施
- ③ 震災・学校支援チーム（EARTH）を活用するなど、効果的な実施方法を工夫した実践的研修や訓練の実施

(3) 心のケアの充実

- ① 教育復興担当教員及び心のケア担当教員の取組を生かした教育相談体制の充実
- ② 研修会などを通して教職員のカウンセリング・マインドの向上を図り、災害や事件・事故等により心に傷を受けた児童生徒の心の理解とケアを実施
- ③ 心のケアを必要とする児童・生徒への対応に関する学校と専門家、関係機関等との連携強化

第2節 自主防災組織の確立と育成

〔実施機関：市(くらしの安全課、消防本部)、消防団〕

第1 方針

- 1 市は、災害対策基本法第5条第2項の規定に基づき、自主防災組織の充実を図る。その際、市と消防機関等は活動面について密接に連携、協力する。また、市は、自治会長、民生委員等との協力体制を構築する。
- 2 住民等は、災害対策基本法第7条第3項（住民等の責務）の規定に基づき、自主防災組織等が実施する防災訓練など自発的な防災活動に参加するよう努める。
- 3 住民等は、災害対策基本法第42条第3項及び同法第42条の2に基づき、地域での自発的な防災活動を通じ、自助・共助の精神に基づき、地域における防災力を高めるため、各地域の特性に応じたコミュニティレベルでの防災活動を内容とする地区防災計画を定めとともに、市地域防災計画に計画提案できるものとする。

第2 活動

自主防災組織の参加者は、市と協議の上、自らの規約、防災計画（活動計画）を定め、活動を行う。

1 防災計画（活動計画）の内容

- (1) 自主防災組織の編成と任務分担に関すること。（役割の明確化）
- (2) 防災知識の普及に関すること。（普及事項、方法等）
- (3) 防災訓練に関すること。（訓練の種別、実施計画等）
- (4) 情報の収集伝達に関すること。（収集伝達方法等）
- (5) 出火防止・初期消火に関すること。（消火方法、体制等）
- (6) 救出・救護に関すること。（活動内容、医療機関への連絡等）
- (7) 避難誘導及び避難生活に関すること。（避難の指示の方法、災害時要援護者への対応、避難路・避難場所、避難所の運営協力等）
- (8) 給食・給水に関すること。（食料・飲料水の確保、炊き出し等）
- (9) 防災資機材等の備蓄・管理に関すること。（調達計画、保管場所、管理方法等）

2 自主防災組織の編成

(1) 自主防災組織内の編成

情報班、消火班、救出・救護班、避難誘導班、給食・給水班等

(2) 編成上の留意事項

- ① 女性や若者の参加と昼夜別の組織編成の検討
- ② 水防班、がけ崩れの巡回班等、地域の実情に応じた対応
- ③ 事業所の自衛消防組織や従業員の参加
- ④ 地域的片寄りの防止と専門家や経験者の活用

3 自主防災組織の活動内容

(1) 平時の活動

- 消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。
- ① 防災に関する知識の向上
 - ② 防災関係機関・隣接の自主防災組織等との連絡
 - ③ 地域における危険度の把握（山崩れ・がけ崩れ、危険物施設延焼拡大危険地域等）
 - ④ 地域における消防水利（消火栓、小川、井戸等）の確認
 - ⑤ 家庭における防火・防災等予防上の措置
 - ⑥ 地域における情報収集・伝達体制の確認
 - ⑦ 避難地・医療救護施設の確認
 - ⑧ 防災資機材の整備、管理
 - ⑨ 防災訓練の実施等

(2) 災害発生時の活動

消防団との密接な連携のもとに以下の活動に努める。

- ① 出火防止と初期消火
- ② 負傷者の救助
- ③ 地域住民の安否確認
- ④ 情報の収集・伝達
- ⑤ 避難誘導、避難生活の指導
- ⑥ 給食・給水
- ⑦ 近隣地域への応援等

4 その他

自主防災組織は、事業所の防災組織等との一体的な活動体制づくり、少年消防クラブ等の育成協力など、民間の防火組織と連携を図るとともに、女性の地域防災活動への参画の促進にも配慮する。

第3 育成強化対策

市は、市内全域における自主防災組織の結成を促進するとともに、その活動の活性化を支援する。その際、女性や若者の参画促進やリーダー育成に努める。

1 自主防災組織育成計画を作成し、自主防災組織に対する意識の高揚を図るとともに、その育成、指導を推進する。

- (1) 啓発資料の作成
- (2) 各種講演会、懇談会等の実施
- (3) 情報の提供
- (4) 各コミュニティへの個別指導・助言
- (5) コミュニティごとの訓練、研修会の実施
- (6) 顕彰制度の活用
- (7) 活動拠点施設の整備

2 次のような地区を重点に、早急に自主防災組織の育成を図る。

- (1) 人口の密集している地域
- (2) 住宅の中に高齢者等の災害時要援護者の比率が高い地域
- (3) 木造家屋の集中している地域
- (4) 消防水利の不足している地域
- (5) 過去に災害で被害が甚大であった地域

第3節 消防団の充実強化

〔実施機関：市(くらしの安全課、消防本部)、消防団〕

第1 実施機関

- 1 市は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、消防団の充実強化を図る。
- 2 住民は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、地域における防災活動への積極的な参加に努める。
- 3 事業者は、消防団を中心とした地域防災力の充実強化に関する法律の規定に基づき、従業員の消防団への加入及び消防団員としての活動が円滑に行われるよう、できる限り配慮する。

第2 充実強化対策

市は、消防団の充実強化を図るため、次の事業を推進することとする。

- 1 消防団と自主防災組織等が連携して行う訓練、研修の実施
- 2 消防団員に対する教育訓練の実施
- 3 消防団員の待遇の改善
- 4 消防団の装備の改善
- 5 消防団の活動拠点施設の整備
- 6 女性消防団員の加入促進
- 7 消防団協力事業所表示制度、機能別消防団員制度等による消防団員の確保
- 8 大学等の協力による消防団員の確保
- 9 住民等に対する広報啓発活動による消防団への加入促進

第4節 企業等の地域防災活動への参画促進

[実施機関：市(総合政策課、商工振興課、消防本部)]

第1 災害時に企業等が果たす役割

市内の企業等は、次の役割を果たす。

- 1 生命の安全確保
- 2 被災従業員への支援
- 3 二次災害の防止
- 4 事業の継続
- 5 地域貢献・地域との共生

第2 企業等の平常時対策

市内の企業等は、災害時に果たす役割を十分に認識し、次の対策を実施するなど、防災活動の推進に努める。また市は、企業等を地域コミュニティの一員としてとらえ、地域の防災訓練等への積極的参加の呼びかけや必要に応じて防災に関するアドバイス等を行う。

- 1 事業継続計画（BCP）の作成
- 2 防災計画の作成
- 3 防災組織の育成
- 4 防災訓練の実施
- 5 地域の防災訓練への参加
- 6 防災体制の整備
- 7 復旧計画の作成
- 8 物資の備蓄
- 9 各計画の点検・見直し 等

第3 事業所の防災組織

市内の企業は防災体制を整備・充実させる。

また、市（消防本部）は、防災組織の育成指導を支援し、防災訓練等への参加を促進する。

1 対象施設

- (1) 多数の者が利用する施設（中高層建築物、地下空間等、集会所、旅館、学校、病院等）
- (2) 危険物等を取り扱う施設（石油類、高圧ガス、火薬類、毒劇物等を貯蔵又は取り扱う施設）
- (3) 多数の従業員のいる事業所等で、自衛防災組織を設置することが効果的な施設
- (4) 複数の事業所が共同して防災組織を設置する必要がある施設（雑居ビル等）等

2 計画の作成

(1) 予防計画

- ① 予防管理組織の編成

- ② 火気使用施設、危険物、指定可燃物等の点検整理
- ③ 消防用設備等の点検整備

(2) 学習訓練計画

- ① 防災学習
- ② 防災訓練

(3) 応急対策計画

- ① 応急活動組織の編成
- ② 情報の収集伝達
- ③ 出火防止及び初期消火
- ④ 避難誘導
- ⑤ 救出救護

3 防災組織の活動

(1) 平時

- ① 防災訓練
- ② 施設及び設備等の訓練整備
- ③ 従業員等の防災に関する教育の実施

(2) 災害時

- ① 情報の収集伝達
- ② 出火防止及び初期消火
- ③ 避難誘導
- ④ 救出救護

第4章 強固でしなやかな地域防災基盤の整備

第1節 市街地等の防災構造の強化

〔実施機関：市(くらしの安全課、建設部、産業経済部、教育委員会)〕

第1 防災基盤

- 1 山林における災害防止や土砂災害防止を図るため、路網整備や除間伐等の持続的な森林経営、混交林化等の適切な森林整備を行うとともに、治水・治山事業、急傾斜地等の防災対策など着実に取り組む。
- 2 農地については、水源かん養など防災面での大きな機能を担っていることから、無秩序な市街化や開発の抑制に努める。
- 3 市街地内の内水被害を防ぐため、河川や水路の計画的な改修整備を図りつつ、雨水の貯留・浸透や農地、ため池等の農業生産基盤の保全・活用など流域全体の総合的な治水機能の強化を図る。
- 4 広域から地域レベルまでを想定した防災拠点や避難所、緊急輸送路網（一般、幹線）、救援物資の確保など体系的な整備、適切な維持・管理を行う。
- 5 関係機関や事業者と連携し、道路・河川・橋りょう等の公共施設や公共建築物、ライフライン（電気・上下水道・情報通信・防災無線等）の耐震性の強化を推進する。

第2 まちの安全性

- 1 建築物等の耐震化を推進するため、「簡易耐震診断・ひょうご住まいの耐震化促進事業」の活用促進を図るとともに、市内建築関係団体等の協力も得ながら、住宅耐震化の促進の情報提供や意識啓発を進める。
- 2 円滑な避難と緊急車両等の通行を確保するため、まちなかにおける幅員の狭い道路の拡幅整備を進める。
- 3 災害時の防災拠点、避難所としての役割が求められる公共施設については、計画的に耐震化を図る。
- 4 防火水槽、消火栓の計画的な整備を進めるとともに、一時的な避難場所やオープンスペースの確保により火災に強いまちづくりに努める。
- 5 被害の抑制・減災を図るため、土砂災害等の危険な区域については、必要に応じて開発行為の規制・誘導等を検討する。
- 6 道路整備や街路灯設置等、防犯や交通安全の観点も考慮した整備を進める。

第3 河川施設の整備

市は、県等が実施する河川改修整備等に協力するとともに、市管理河川の河川改修整備等に努める。

第4 内水の排除対策の推進

市は、台風や集中豪雨等による、慢性的なたん水による被害を防止するため、排水機場の新設や増設に努めると共に関係機関にも要請していくとともに、市が委託を受けている緊急

内水排水施設の管理を行う。

排水機場の一覧は資料編の「河川管理施設一覧」に示す。

第5 ため池施設の整備

市は、ため池管理者に対し、点検・改修の技術指導、防災意識（非かんがい期における「ため池事前放流」の実施等）の周知徹底と防災体制の整備を県と連携して指導する。

また、豪雨等によるため池施設の被害を防止するため、管理者立会いのもと定期点検を実施し、その結果、老朽化等が確認された箇所については、必要な措置を講じるよう管理者等と調整を図るものとする。

第6 その他施設の整備

1 公営住宅

今後、公営住宅の建設または建て替えにあたっては、不燃化を図るとともに、緑地の確保に努め、火災等に強い住宅供給に努める。

2 公園施設の整備

公園管理者は、公園施設が災害時に避難地として位置づけられた公園については、その機能を果たすよう広場の確保又は整備に努める。

3 学校施設の整備

学校管理者は、学校施設が災害時における地域住民の避難、救護の拠点として利用されることを考慮し、施設の耐震耐火性の向上と安全性の向上に努める。

第2節 地震防災緊急事業の推進

[実施機関：市(施設を管理する各課)]

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備を促進するため、地震防災対策特別措置法に基づく地震防災緊急事業五箇年計画に基づく事業の推進を行う。

第1 地震防災緊急事業の計画年度

平成28年度～平成32年度（第5次）

第2 対象事業

県地域防災計画で定めている事項のうち、次の施設等の整備等であって、主務大臣の定める基準に適合するもの。（市事業を含む。）

- 1 避難地
(→「都市の防災構造の強化」「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照)
- 2 避難路
(→「都市の防災構造の強化」「大規模火災の予防対策の推進」の項等を参照)
- 3 消防用施設
(→「消防施設・設備の整備」の項等を参照)
- 4 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
(→「火災に関する広域避難地の整備」の項等を参照)
- 5 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、
(→「交通関係施設の整備」、「緊急輸送体制の整備」の項等を参照)
- 6 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
(→「ライフライン関係施設の整備」の項等を参照)
- 7 医療法第31条に規定する公的医療機関その他政令で定める医療機関のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照)
- 8 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」、「災害時要援護者支援対策の充実」の項等を参照)
- 9 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照)
- 10 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」、「教育対策の実施」の項等を参照)
- 11 7から10までに掲げるもののほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
(→「建築物等の耐震性の確保」の項等を参照)
- 12 砂防法第1条に規定する砂防設備、森林法第41条に規定する保安施設事業に係る保安施設、地すべり等防止法第2条第3項に規定する地すべり防止施設、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第2条第2項に規定する急傾斜地崩壊防止施設又は土地改良法第2条第2項第1号に規定する農業用排水施設であるため池で、家屋の密集している地域の地震防災上必要なもの
(→「地盤災害の防止施設等の整備」の項等を参照)

- 13 地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点施設
(→「防災拠点の整備」の項等を参照)
- 14 地震災害時において迅速かつ的確な被害状況の把握及び住民に対する災害情報の伝達を行うために必要な防災行政無線設備その他の施設又は設備
(→「情報通信機器・施設の整備」の項等を参照)
- 15 地震災害時における飲料水、電源等の確保等により被災者の安全を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
(→「避難対策の実施」の項等を参照)
- 16 地震災害時において必要となる非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
(→「備蓄体制等の整備」の項等を参照)
- 17 負傷者を一時的に収容及び保護するための救護設備等地震災害時における応急的な措置に必要な設備又は資機材
(→「防災資機材の整備」の項等を参照)
- 18 老朽住宅密集市街地に係る地震防災対策
(→「都市の防災構造の強化」の項等を参照)

第3 地震防災緊急事業五箇年計画

市は、計画対象地域の地震被害の危険性等を踏まえ、対象施設における長期的な整備目標や今後の必要整備量を把握するとともに、整備の必要性や緊急性を明らかにした上で、長期的な整備目標の記載、各施設の整備状況の把握、地震防災上の整備の必要性・緊急性の明確化に留意し作成する。

第4 財政措置

本事業には、当該事業の法令の規定に基づき、国及び県からの補助が交付金として交付される。

第5 事業の実施

地震防災緊急事業五箇年計画に基づき、防災関連事業の計画的執行に努める。今後においては、次の事業を予定している。

- 1 消防施設の整備
- 2 公共施設の耐震補強工事

第3節 防災基盤・施設等の整備

[実施機関：市(施設を管理する各課)]

第1 対象事業

次のような施設・設備であって、地方公共団体が単独事業として計画的に行う安全なまちづくりのための公共施設の整備事業である。

■対象事業の例

区分	事業例
消防防災施設整備事業	防災拠点施設、初期消火資機材、消防団に整備される施設、消防本部又は消防署に整備される施設、防災情報通信施設等
消防広域化対策事業	市の消防の広域化に伴い新・改築する消防庁舎と一体的に整備される自主防災組織等の訓練・研修施設 等

第2 防災基盤整備事業計画

市は、事業の目的、効果、種類、事業量等を記載した防災基盤整備事業計画の策定に当たり、あらかじめ県と協議する。

第3 財政措置

本事業には、防災対策事業債が充当され、その元利償還金の一部については、後年度、普通交付税の基準財政需要額に算入され、地方交付税措置が講じられる。

第4 事業の実施

防災基盤整備事業計画に基づき、防災基盤整備事業の計画的執行に努める。今後においては、次の事業を予定している。

- 1 公共施設の耐震補強工事
- 2 常備防災整備事業
- 3 非常備防災整備事業

第4節 建築物等の耐震性の確保

[実施機関：市(都市住宅課、施設を管理する各課)]

第1 計画的かつ総合的な耐震化の推進

- 1 市は、計画的に耐震改修を進めるため、耐震診断を行うべき建築物の量と耐震診断の実施体制との関係等を考慮の上、県が定める耐震改修促進計画との整合性を確保しつつ、耐震改修を促進する計画を作成する。
- 2 市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画に沿って推進する。
- 3 市は、防災拠点となる公共施設等の耐震化について、数値目標を設定するなど、計画的かつ効果的に実施する。

第2 公共施設等の耐震化

市及び防災関係機関は次の耐震化措置を講じる。

- 1 市有施設について大地震時の安全性を確保するため、数値目標を設定するなどして、改築、改修工事等を計画的かつ効果的に推進する。
- 2 新たに建築する市有施設について、建築物の用途に応じ、耐震性の強化を図る。
- 3 防災上重要な施設が大規模な地震の発生後も継続してその機能を果たせるよう、ライフライン系統の不測の事態に備え、次の対策に努める。
 - (1) 耐震性に優れた機器類の採用と耐震性のある取り付け（躯体と繋結）
 - (2) バックアップ機能の充実
 - (3) 早期復旧ができる設備の構築
 - (4) エネルギー源の多重化と量の確保
 - (5) 自己電源の確保
 - (6) 自己水源の確保
 - (7) 消火・避難経路の確保
 - (8) 情報通信システム等を稼働させるための必要な諸設備（電気、水道、燃料）の確保
 - (9) 排水処理施設（汚物処理を含む）の確保

第3 一般建築物耐震化の促進

市は、昭和56年建築基準法施行令改正前の既存建築物の耐震改修を耐震改修促進計画に沿って推進する。

1 簡易耐震診断推進事業

昭和56年5月以前に着工した住宅のうち、平成12年度から14年度にかけて実施した「わが家の耐震診断推進事業」で診断を受けていない住宅の所有者の求めに応じて簡易耐震診断を行う。

[事業主体] 兵庫県及び丹波市

[対象者] 兵庫県内に対象となる住宅を所有する個人・法人（兵庫県）

市内に対象となる住宅を所有する個人（丹波市）

[対象住宅等] 県内にある住宅で、昭和56年5月31日以前に着工されたもの

但し、下記項目に該当しない住宅

- ・店舗併用住宅等の場合は、住宅として使用されている面積が延べ床面積の1/2未満の住宅

- ・枠組壁工法、丸太組工法、プレハブ工法等の住宅

- ・「建物の区分所有等に関する法律」が適用される住宅については、同法3条に基づく管理組合の議決等がない住宅

- ・過去に丹波市（合併前の旧柏原町、旧氷上町、旧青垣町、旧春日町、旧山南町又は旧市島町）が行った耐震診断事業を受けた住宅

[実施要件] 県内の耐震技術者が診断（兵庫県）

市内の耐震技術者が診断（丹波市）

[建物種別] 戸建住宅、共同住宅

[負担割合] 診断経費の1割

（丹波市：個人の木造戸建住宅の場合は無料）

2 ひょうご住まいの耐震化促進事業

(1) 住宅耐震化補助

(ア) 耐震改修計画策定費補助

耐震改修計画策定（工事費用の見積りを含む）とそれに伴う耐震診断に要する費用の一部を補助する。

[事業主体] 丹波市

[対象住宅] 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 市内に対象住宅を所有する者

[補助対象] 耐震改修計画策定とそれに伴う耐震診断に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の6分の5以内

（補助限度額：戸建住宅=25万円）

(イ) 耐震改修工事費補助

住宅耐震改修工事を行う一定所得以下の市民に対して、耐震改修工事に要する費用の一部を補助する。

[事業主体] 丹波市

[対象住宅] 昭和56年5月31日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 所得が1,200万円以下の市民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合は、給与収入が1,420万円以下）

[補助対象] 安全性を確保するための、次の工事（付帯工事を含む）に要する費用

ア 柱、はり、壁、筋かい及び基礎の補強

イ 屋根の軽量化

ウ 火打ち梁や構造用合板による床面の補強

[補助金額] 戸建住宅

補助対象となる費用が 50 万円～：補助金額 30 万円＋工事費×1/4

補助対象となる費用が 100 万円～：補助金額 50 万円＋工事費×1/4

(補助限度額 80 万円)

補助対象となる費用が 200 万円～：補助金額 110

補助対象となる費用が 300 万円～：補助金額 130 万円

(2) 住宅建替補助

所有する住宅の安全性を改修工事ではなく、建替えにより確保しようする市民に対し、建替工事に要する費用の一部を補助する。

[事業主体] 丹波市

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 所得が 1,200 万円以下の市民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合
は、給与収入が 1,420 万円以下）

[補助対象] 建替え及び除却に要する費用

[補助金額] 補助対象となる費用の 1/4（上限 100 万円）

3 防災ベッド等設置助成事業

大地震時に人命を守る防災ベッド等を設置する市民に対し、設置に要する費用の一部を補助する。

[対象住宅] 昭和 56 年 5 月 31 日以前に着工された住宅で、耐震診断の結果、安全性が低いと診断された住宅のうち、兵庫県住宅再建共済制度に加入している住宅又は加入する住宅

[対象者] 所得が 1,200 万円以下の市民で対象住宅を所有する者（給与収入のみの場合
は、給与収入が 1,420 万円以下）

[補助対象] 防災ベッド等の設置に要する費用

[補助金額] 10 万円（定額）

4 中規模多数利用建築物等の耐震化

中規模多数利用建築物耐震診断助成事業

対象	負担割合	補助対象限度額
昭和 56 年 5 月以前着工の 建築物のうち、法で耐震診 断の指示対象となったもの	国 1/3、県 1/6、市町 1/6、事業 者 1/3	幼稚園・保育所 2,700 千円 小学校 4,370 千円 物販店・旅館等 5,140 千円

5 医療施設の耐震化

地域医療再生・医療施設耐震化支援基金等を活用し、2 次救急医療機関等の耐震化を支
援することとする。

6 福祉施設等の耐震化

対象施設	負担割合等
昭和56年5月以前着工の障がい者(児)福祉施設等	社会福祉施設等防災整備基金1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4
昭和56年5月以前着工の障がい福祉サービス事業所等	国1/2、県・政令市・中核市1/4、事業者1/4

第4 建築物の耐震性強化の意識啓発

1 建物所有者及び住民への意識啓発

市は、建築物の耐震化が建物所有者の努力義務である旨及び耐震改修の必要性について意識啓発に努める。

第5 落下物等の対策

1 落下物

(1) 公共施設

市は、所管施設について、強化ガラス、網入ガラス、飛散防止フィルム等の使用により窓ガラス飛散防止対策を実施する。

(2) 一般建築物

県は、窓ガラス、外壁タイルの落下等により、歩行者等に危害を及ぼす危険性の高い建築物の所有者に対して、落下防止対策の普及・啓発を実施することとする。

2 その他

市は、据え付けの悪い自動販売機や立枯れしている樹木等の所有者、管理者に対して、転倒、倒壊防止措置の普及啓発を行う。

第6 ブロック塀の倒壊防止対策

市は、ブロック塀の倒壊防止対策の実施に努める。

- 1 ブロック塀の造り方、点検方法及び補強方法の普及啓発
- 2 ブロック塀の危険箇所の調査
- 3 危険なブロック塀の造り替えや生け垣化の奨励
- 4 建築基準法の遵守、指導

第7 室内安全対策（家具等の転倒防止）の推進

地震時に住宅や事業所等の建築物内に設置されている家具やロッカー等の転倒を防止するため、各種広報媒体や自主防災組織の活動を通じて、適正な対処方法等について、普及啓発を図る。

第5節 地盤災害の防止施設等の整備

〔実施機関：市(道路整備課、都市住宅課、農地整備課、農林振興課)〕

第1 砂防設備の整備

1 砂防事業の推進

市は、土砂の流出による被害を防止するため、県が実施する砂防設備の整備等に協力する。

2 土石流危険渓流等の把握と住民への周知徹底

市は、土石流危険渓流等に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と連携して土砂災害警戒区域図等の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。

3 普及啓発

市は、県実施の土石流危険渓流の巡視、「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした防災思想の周知徹底と防災体制の整備推進に協力する。

市内の土石流危険渓流箇所一覧は資料編に示す。

第2 地すべり防止施設の整備

1 地すべり対策事業の推進

市は、地すべりによる被害を防止するため、県が実施する地すべり防止施設の整備等に協力する。

2 地すべり危険箇所の把握と住民への周知徹底

市は、県実施の地すべり危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と連携して土砂災害警戒区域図等の住民への閲覧及び住民への周知に協力する。

3 普及啓発

市は、県実施の地すべり災害を未然に防止するための「豊かなむらを災害から守る月間」と「土砂災害防止月間」(6月1日～6月30日)を中心とした、地すべり防止区域の点検指導、防災思想の周知徹底及び防災体制の整備推進に協力する。

市内の地すべり危険箇所、地すべり防止区域の指定状況は資料編に示す。

第3 急傾斜地崩壊防止施設の整備

1 急傾斜地崩壊対策事業の推進

市は、急傾斜地の崩壊による被害を防止するため、県が実施する急傾斜地崩壊防止施設の整備等に協力する。

2 急傾斜地崩壊危険箇所の把握と住民への周知

市は、県実施の急傾斜地崩壊危険箇所に対する警戒避難体制の整備に資するため、県と連携して土砂災害警戒区域図等の住民への閲覧及び周知に協力する。

3 普及啓発

市は、県実施の急傾斜地崩壊危険箇所の巡視、「土砂災害防止月間」（6月1日～6月30日）を中心とした地域住民へのがけ崩れの危険性についての周知徹底と防災意識の普及に協力する。

4 急傾斜地崩壊危険区域の指定に伴う措置

市は、県実施の急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限、防災措置の勧告、改善命令等の災害の未然防止措置に協力する。

市内の急傾斜地崩壊危険箇所及び指定箇所は、資料編に示す。

第4 森林整備及び治山施設の整備

1 森林整備の推進

森林の土砂崩壊防止機能等を発揮させるため、市は県と協力して、「森林経営計画」等に基づく造林事業をはじめ間伐等による森林の整備を進める。

2 治山事業の推進

山崩れ等による被害を防止するため、市は県と協力して治山施設の整備等を進める。

3 治山施設の点検

市は、県が実施する地震及び梅雨期・台風期における山地災害を未然に防止するための毎年6月の危険地区を中心とした治山施設等の点検に協力する。

4 山地災害危険地区における警戒避難体制の整備

市は、山地災害危険地区に対する警戒避難体制の整備に資するため、山地災害危険地区及び警戒・避難に必要な情報を印刷物等で住民に周知する。

市内の山地災害危険地区（山腹崩壊危険地区、崩壊土砂流出危険地区、地すべり危険地区）は資料編に示す。

第5 土地改良施設の整備

市は、県実施による防災機能を持つ農地・農業水利施設等の整備、災害に強い農村を創るために土地改良施設の整備に協力する。

第6 宅地造成等の規制

1 危険宅地のパトロールと措置

市は県と連携して、必要に応じ、県警察本部・消防機関・自衛隊の協力を得て、梅雨及び台風期に備えて、宅地防災パトロールを実施し、関係者に対し防災措置を指示するなど必要な措置を行う。

- ① 防災措置についての文書による指示
- ② 宅地所有者等関係者の聴聞、勧告
- ③ 宅地造成等規制法第14条の規定に基づく工事の停止及び宅地の使用禁止命令
- ④ 宅地造成等規制法第17条に基づく改善命令

第7 災害危険区域対策の実施

1 災害危険区域の指定

市は、県との協議により、災害の危険の著しいと認められる地域において、建築基準法第39条に基づく「災害危険区域に関する条例」による災害危険区域の指定を県に要請する。

2 がけ地近接等危険住宅移転事業（危険住宅の除去又は移転）

市は、がけ地の崩壊等による危険が著しいため、次のアからウまでのいずれかに該当する区域に存する住宅のうち建築後の大規模地震、台風等により安全上の支障が生じ、特定行政庁が是正勧告等を行った危険住宅の除却及び移転を行う者に補助する。

- ア 建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に基づき兵庫県（以下「県」という。）が条例で指定した災害危険区域
- イ 建築基準法第40条に基づき県が条例で建築を制限している区域
- ウ 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第8条に基づき県知事が指定した土砂災害特別警戒区域

(1) 危険住宅の除却に要する経費（除却事業）

限度額 802千円

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

(2) 危険住宅に代わる住宅の建設又は購入に要する経費（移転事業）

限度額 4,150千円（土地を取得しない場合3,190千円）

利率 金融機関からの借入利息（国の年利率を限度）について助成

助成区分 国1/2、県1/4、市1/4

第8 地盤の液状化対策の実施

1 埋立地等における液状化対策

市は、地震に伴う埋立地等の液状化による被害を防止するため、県等が実施する次の液状化対策に協力する。

(1) 埋立造成する場合、全体の地盤沈下量を想定するとともに、必要により地盤改良を行

い、余盛工法をとるなど、埋立地盤の沈下に適切に対処する。

- (2) 液状化現象が地盤条件により一様でないことから、個々の地盤条件に適した液状化対策工法を検討、実施する。

2 液状化対策の普及啓発

市は、県実施の住民や建築物の施工主等に対する液状化対策の工法の周知、対策工法の実施の促進に協力する。

第6節 交通関係施設の整備

〔実施機関：市(道路整備課)、防災関係機関〕

第1 道路施設の整備

市は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、緊急輸送路を中心とした災害に強い道路施設等の整備を推進する。特に、緊急輸送路と災害対策拠点及び防災拠点（広域防災拠点、地域防災拠点、コミュニティ防災拠点）とのネットワークの確保は、物資輸送や応援体制の受け入れなどに重要であることから、県が指定する緊急輸送路とのアクセス道路を市の緊急輸送路としてあらかじめ選定し対策に努める。

各道路管理者は、防災点検等の結果をもとに防災対策工事に努める。

ネットワーク図は、予防計画の「第2章 災害応急対策への備えの充実 第6節 防災拠点の整備」に示す。

市の緊急輸送路一覧

地域	市の緊急輸送路			
青垣	桧倉文室線(6402)			
	佐治小和田線(1112)			
	青垣中央線(1021)			
	井の口中井線(3932)	↔	井の口中井線(3942)	↔ 井の口中井線(3952)
	田井縄本線(3502)	↔	芦田中央線(3811)	↔ 総合運動公園幹線(3772)
水上	特19号線	↔	主要地方道丹波加美線	
	主要地方道丹波加美線	↔	特4号線	↔ 特2号線
	特15号線			
柏原	県立丹波年輪の里 施設進入路			
	室谷第2号線(2502)	↔	北中第6号線(6506)	
	市第8号線(1010)			
	県道稻畑柏原線			
山南	和田中央線			
	谷川農免線			
春日	立道線(268)	↔	学校前線(274)	
	県道黒井停車場線	↔	黒井元町線(4)	↔ 黒井山手線(3)
	黒井野村線(23)			
	春日栗柄線(28)			
	春日栗柄線(28)	↔	市場唐川線(226)	↔ 進修小学校前線(225)
	春日栗柄線(28)	↔	国領上三井庄線(234)	
	春日栗柄線(28)	↔	国領上三井庄線(234)	↔ 運動公園線(346)
	県道多利多田線	↔	野上野多利線(311)	
市島	県道絹山市島線			
	梶原線(360)			
	上田喜多線(368)	↔	前木戸梶原線(1)	↔ 上垣集落4号線(362)
	主要地方道市島和知線	↔	上牧春日線(10)	↔ 上牧北奥線(469)
	県道沼市島線			
	県道丹波竹田停車場線	↔	県道岩崎市島線	

資料) 道路整備課資料

第2 鉄道施設の整備

市及び西日本旅客鉄道㈱は、災害時の緊急輸送ネットワークを確保するため、災害に強い鉄道施設等の整備を推進する。

第3 災害時用臨時ヘリポート対策の実施

市は、市役所と地域防災拠点等との連携、災害時の運用体制（要員確保等）等を整備する。

また、負傷者の迅速な搬送の場合は、避難所の開設状況を踏まえ、学校のグラウンド等を臨時ヘリポートとして使用できるよう、平常時から学校関係者と協議を図る。

市内のヘリコプター臨時離着陸場の適地は資料編に示す。

第7節 ライフライン関係施設の整備

〔実施機関：市(建設部、消防本部)、防災関係機関〕

第1 電力施設の整備等

関西電力㈱は、風水害等による被害を最小限におさえるために、電力施設の整備とそれに関連する次のような防災対策の向上に努める。

1 電力設備の災害予防措置に関する事項

(1) 水害対策

ア 送電設備

鉄塔位置選定では、土砂崩れの危険性がある箇所を回避する。

やむを得ず、土砂崩れ等や斜面崩壊が懸念される箇所を選定する場合は、必要に応じて、基礎や斜面の補強等の技術対策を実施する。

地中電線路については、ケーブルヘッドの位置の適正化等による防水対策を実施する。

イ 変電設備

浸冠水のおそれのある箇所は、床面のかさあげ、窓の改造、出入口の角落し、防水扉の取付け、ケーブル入線孔等建物地下開口部の閉鎖、上下水施設の浸水対策等を行うが、建物の構造上、上記防水対策の不可能な箇所では主要機器のかさあげを実施する。

また、屋外機器は、基本的にかさあげを行うが、かさあげが困難なものについては、防水・耐水構造化、または防水壁等を組み合わせて対処する。

(2) 風害対策

各設備とも、計画・設計時に建築基準法および電気設備に関する技術基準等に基づいた対策を行う。

(3) 塩害対策

塩害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

耐塩懸垂がいしの採用、がいし増結で対処するとともに、必要に応じ、がいし洗浄を実施する。

イ 変電設備

耐塩用がいし、耐塩用ブッシング、活線がいし洗浄装置等を使用して対処とともに、特に必要な箇所には、がいしにシリコン塗布を行う。

ウ 配電設備

耐塩用がいし、耐塩用変圧器及び耐塩用開閉器等を使用して対処する。

(4) 雪害対策

雪害の著しい地域は、次のような諸対策を実施する。

ア 送電設備

鉄塔には、オフセット及び耐雪結構を採用し、がいし装置は、適切な間隔で耐張型を採用するとともに、電力線・架空地線には、線下状況に応じて難着雪対策を実施する。

また、気象通報等により雪害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

機器架台のかさあげ、機器の防雪カバーの取付け、融雪装置等の設置を実施する。

ウ 配電設備

縁まわし線の支持がいし增加、雪害用支線ガードの取付け、難着雪電線の使用等により対処する。

(5) 雷害対策

ア 送電設備

架空地線、避雷装置、アークホーンの設置及び接地抵抗の低減等を行うとともに、電力線の溶断防止のため、アーマロッドの取付け等を行う。

また、気象通報等により雷害を予知した場合は、系統切替等により災害の防止または拡大防止に努める。

イ 変電設備

耐雷しゃへいおよび避雷器を重点的に設置するとともに、重要系統の保護継電装置を強化する。

ウ 配電設備

襲雷頻度の高い地域においては、避雷器等の避雷装置を取付け対処する。

(6) 地盤沈下対策

地盤沈下地帯および将来沈下が予想される地域に構造物を設ける場合は、将来沈下量を推定し設計する。将来沈下量は、既往の実績、土質試験の結果、地下水位、構造物の重量等に基づいて算定する。

(7) 土砂崩れ対策

土砂崩れによる被害が想定される箇所の電力設備については、巡視点検の強化、社外モニターの活用等により、被害の未然防止に努める。

なお、土砂採取、土砂等の野積み、土地造成等の人為的誘因による土砂崩れを防止するため、平素から関係業者へのPRを徹底する。

2 防災業務施設および設備等の整備

(1) 観測、予報施設および設備

局地的気象の観測を行うことにより、ラジオ、テレビ等の気象情報を補完して万全の災害対策を図るため、必要に応じ、次の諸施設および設備を強化、整備する。

ア 雨量、流量、風向、風速、気圧、水位、雷雨の観測施設および設備

イ 潮位、波高等の観測施設および設備

ウ 地震動観測設備

(2) 通信連絡施設及び設備

ア 通信連絡施設及び設備の整備

災害時の情報収集、連絡、指示、報告等の手段の確保及び電力供給への影響を最小限にするため、必要に応じて、次の諸施設及び設備の整備ならびに情報伝達手段の強化を図る。

(ア) 無線伝送設備

a マイクロ波無線等の固定無線施設及び設備

b 移動無線設備

c 衛星通信設備

(イ) 有線伝送装置

a 通信ケーブル

b 電力線搬送設備

c 通信線搬送設備、光搬送設備

(ウ) 交換設備

(エ) I P ネットワーク設備

(オ) 通信用電源設備

イ 情報収集伝達体制の強化

夜間、休日の場合などにおいても連絡体制を確保するため、一斉連絡・安否確認システムを活用し確実な情報伝達に努める。また、前号に定める「通信連絡施設および設備」に加え、必要箇所へ衛星携帯電話、災害時優先携帯電話を配備するなど伝達手段の多様化を図る。

(3) 非常用電源設備

本店、支社等及び業務機関は、長時間停電に備え、非常災害対策活動に必要な通信設備、照明等の非常用電源を確保する。

なお、効果的な非常用電源容量の確保のため、通常電源系統との分離やコンセント等への非常用電源回路の明示等を行う。

(4) コンピューターシステム

コンピューターシステムについては、耐震性の確保を図るとともに、重要データファイルの多重化や分散保管、復旧処理方法等のバックアップ体制の整備を図る。

特に電力の安定供給に資するためのコンピューターシステム及びその運用に最低限必要なネットワーク機器は、建築基準法等に基づく地震、火災対策及び浸水対策を施した建物に収容するとともに、それらに付帯する電源設備についても耐震性の確保を図る。

(5) その他災害復旧用施設および設備

重要施設等への供給や電気設備の災害復旧を円滑に行うため、移動用発変電設備等を確保し、整備・点検を行う。

3 電気事故の防止

(1) 電気工作物の巡視、点検、調査等

電気工作物を常に法令に定める技術基準に適合するように保持し、さらに事故の未然防止を図るため、定期的に電気工作物の巡視点検（災害発生のおそれがある場合には、特別の巡視）及び自家用需要家を除く一般需要家の電気工作物の調査等を行い、感電事故の防止を図るほか、漏電等により出火にいたる原因の早期発見とその改修に努める。

(2) 広報活動

ア 電気事故防止 P R

災害による断線、電柱の倒壊、折損等による公衆感電事故の防止を図るほか、電気火災を未然に防止するため、一般公衆に対し、次の事項を中心に広報活動を行う。

- (ア) 無断昇柱、無断工事をしないこと。
- (イ) 電柱の倒壊、折損、電線の断線、垂下等、設備の異常を発見した場合は、すみやかに当社事業所に通報すること。
- (ウ) 断線垂下している電線には、絶対にさわらないこと。
- (エ) 浸水、雨漏り等により冠水した屋内配線、電気器具等は危険なため、安全装置として漏電ブレーカーを取付すること、及び必ず電気店等で点検してから使用すること。
- (オ) 大規模地震時の電気火災の発生抑止のため、感震ブレーカーを取付すること、及び電気工事店等で点検してから使用すること。
- (カ) 屋外に避難するときは、安全器またはブレーカーを必ず切ること。
- (キ) 電気器具を再使用するときは、ガス漏れのないことや器具の安全を確認すること。
- (ク) その他事故防止のため留意すべき事項。

イ P R の方法

電気事故防止 P R については、常日頃からテレビ、ラジオ、新聞等の報道機関及びインターネット等を利用するほか、パンフレット、チラシ等を作成、配布し認識を深める。

ウ 停電関係

自治体や行政機関等を通じて、病院等の重要施設ならびに人工透析などの医療機器等を使用しているお客さまの、災害による長時間停電に起因する二次災害を未然に防止するため、非常用電源設備の設置や使用訓練などを要請する。

4 災害対策用資機材等の確保及び整備

(1) 災害対策用資機材の確保

本店、支社等及び業務機関は、災害に備え、平常時から復旧用資材、工具、消耗品等の確保に努める。

(2) 災害対策用資機材等の輸送

本店、支社等及び業務機関は、災害対策用資機材等の輸送計画を樹立しておくとともに、車両、舟艇、ヘリコプター等の輸送力確保に努める。

(3) 災害対策用資機材等の整備点検

災害対策用資機材等は、常にその数量を把握しておくとともに、整備点検を行い、非常事態に備える。

(4) 災害対策用資機材等の広域運営

本店は、災害対策用資機材等の保有を効率的に行うとともに、災害時の不足資機材の調達を迅速、容易にするため、他電力会社および電源開発株式会社等と災害対策用資機材の相互融通体制を整えておく。

(5) 食糧・医療・医薬品等生活必需品の備蓄

本店、支社等及び業務機関は、食糧、医療、医薬品等の保有量を定め、その確保及び確実な把握に努める。

(6) 災害対策用資機材等の仮置場

災害対策用資機材等の仮置場について、非常事態時の借用交渉は、難航が予想されるため、あらかじめ公共用地等の候補地について、地方防災会議の協力を得て、用地確保の円滑化を図る。

5 防災教育、防災訓練の実施

(1) 防災教育

本店、支社等及び業務機関は、災害に関する専門知識の普及、関係法令集、関係パンフレット等の配布、検討会・講演会の開催、社内報への関連記事の掲載等の方法により、従業員に対する防災教育を実施し、従業員の災害に対する認識を深めるとともに、防災意識の高揚に努める。

(2) 防災訓練

本店、支社等及び業務機関は、災害対策を円滑に推進するため、年1回以上、防災訓練を実施し、非常事態にこの計画が有効に機能することを確認する。なお、訓練実施にあたっては、参加者自身の判断も求められるなど実践的な内容とし、抽出された課題については、体制等の改善を行うとともに、次回の訓練に反映させる。

また、国及び地方公共団体等が実施する防災訓練には積極的に参加する。

6 他電力会社等との協調

他電力会社、電源開発株式会社、電力広域的運営推進機関、請負会社、電気工事店及び隣接企業等と協調し、電力、要員、資材、輸送力等の相互融通等、災害時における相互応援体制を整備しておく。

第2 ガス施設の整備等

被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にするガス施設の整備とそれに関連する防災対策を実施する。

1 (一社)兵庫県エルピーガス防災協会

(1) 防災システムの強化

- ① 集中監視システムの導入
- ② 安全機器の取り付け促進
- ③ 地域防災事業所の設置

(2) 防災体制の整備

- ① 要員の確保
- ② 相互協力体制の確立
- ③ 防災訓練等の実施

(3) 災害防止のための普及・啓発活動の実施

- ① 兵庫県内で一定の被害が想定される場合、「災害時における LP ガスの二次災害を防止するための放送協定」に基づき、容器バルブの閉止等を周知する放送を（株）ラジオ関西が自動的に可能な限り反復して放送することにより、早期にエルピーガスの対応について周知を図る。

第3 電気通信施設の整備等

災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず迅速な復旧を可能にする電気通信施設の整備とそれに関連する防災対策について定める。

1 西日本電信電話㈱、(株)NTT ドコモ関西支社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ(株)

次の内容により電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 通信施設の強化

- ① 建物設備
 - ア 耐火構造、水防壁、水防板の設置
- ② 電力設備
 - ア 停電対策用予備エンジンの設置、整備及び長時間容量蓄電池の設置
 - イ 電力用各種装置の災害対策の整備充実
- ③ 通信設備
 - ア とう道（共同溝を含む）網の拡充
 - イ 通信ケーブルの地中化の推進
 - ウ 地下埋設物等、注意標識板の整備・充実

- エ 災害対策機関の2ルート化推進
- オ 主要な伝送路の多ルート構成、或いはループ化
- カ 中継交換機及びIP網設備の分散設置

(2) 災害対策用機材等の整備・点検

- ① 通信途絶防止用無線網の整備
- ② 災害対策用機器の整備・充実

(3) 防災訓練の実施

災害発生に備え、災害対策機器の取り扱い方法の熟知、情報連絡体制の充実と防災意識の高揚を図るため、年間を通じて防災演習等計画的に実施するとともに、地方行政機関が主催する防災訓練に参加する。

- ① 演習内容
 - ア 演習の種類
 - ア)災害対策情報伝達演習
 - イ)災害復旧演習
 - ウ)大規模地震を想定した復旧対策演習
 - イ 演習方法
 - ア)広域規模における復旧シミュレーション
 - イ)事業所単位でも、かけつけ・情報伝達演習
 - ウ)防災機関における防災総合訓練への参加

2 KDDI(株)

次の事項について電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 通信設備等に対する防災設計

災害の発生を未然に防止するため、予想される災害の種類、規模等について十分調査し、これに対する耐災害性を考慮して通信設備等の防災設計を行う。また、主要な通信設備等については、予備電源を設置する。

(2) 通信網等の整備

災害時においても通信の不通又は極端な疎通低下を防止するため、次により通信網の整備を行う。

- ① 網制御・交換設備及びその付帯設備の分散設置を図る。
- ② 伝送路については、所要の信頼性を維持するため、海底ケーブル、陸上光ケーブル、通信衛星等により可能な限り多ルート化を図る。

(3) 災害対策用機器、車両等の配備

災害発時において通信を確保し、又は、災害を迅速に復旧するため、必要とする事業所に緊急連絡用設備、代替回線又は臨時回線の設定に必要な通信機器、運搬用車両その他防災用機器等を配備する。

(4) 防災訓練の実施

- ① 防災業務を円滑かつ適切に実施するため、災害発生に係る情報の収集・伝達、対策本部等の設置、非常招集・参集、災害時における通信の疎通確保、電気通信設備等の災害復旧、災害対策用機器の操作、消防・防水、避難・救護等に関する防災訓練を毎年1回は実施するとともに、防災体制の見直しと必要な改善を図る。
- ② 訓練の実施にあたっては、被災想定や実施時間を工夫するなど実践的なものとなるよう努めるとともに、国、関係地方公共団体等が実施する総合防災訓練に参加する等、これら機関との連携も考慮して行う。

3 ソフトバンクモバイル株

次の事項について電気通信施設の整備等を推進する。

(1) 電気通信設備の現況

大規模災害発生に備え、通信サービスの確保ができるように、防災体制を整えるとともに、関係機関との緊密な連携を図り、災害に備えた対策と指針づくりを実施する。

① 停電対策

基地局やネットワークセンターには、停電時も安定した通信を確保できるよう、予備電源や非常用発電設備を設置。また、重要拠点については燃料タンクを設置、さらに燃料優先給油契約により円滑な燃料供給体制をとる。

② 伝送路対策

ネットワークセンター間及び複数の基地局の通信を通す基幹伝送路は、線路の冗長化や迂回路を用意して、通信が確保されるような対策を実施する。

(2) 自主保安体制の構築

① 対応マニュアルの徹底

速やかなサービス復旧が実現できるよう、対策（災害対応マニュアルの策定、緊急連絡網の整備など）を確立する。

② 非常時体制の編成と連絡網の整備

災害発生時に、ネットワーク障害に即応できる体制を編成して万一に備える。

③ 災害対策用設備及び防災備蓄品の配備

災害時に通信サービスの早期復旧を図るため、各地に災害対策用設備、復旧資材及び予備品などを確保する。

(3) 防災訓練の実施

実際の災害を想定した訓練を実施し、訓練結果をネットワークの運用保守体制の見直し及び改善に反映し、協力会社との合同訓練も実施し、災害発生時には通信サービスの早期復旧を図れるよう訓練する。

第4 水道施設の整備等

水道事業者は、風水害等による断・減水ができるだけ少なくするため、施設の新設・拡張・改良計画にあわせて計画的に整備を進める。

1 水道施設の耐震化

水道事業者は、重要給水施設管路の耐震化計画を策定し、重要施設への給水管路の耐震化を計画的に整備する。

(1) 重要度の高い基幹施設

- ① 净水場、配水池等の構造物
- ② 主要な管路

(2) 防災上重要な施設

- ① 避難所、救急病院
- ② 社会福祉施設
- ③ 公共施設等

(3) 水道施設の機能を十分に発揮させるために必要不可欠な施設

- ① 情報伝達設備
- ② 遠隔監視・制御設備
- ③ 自家発電設備

2 水道施設の保守点検

水道事業者は、水道施設の維持管理にあたり、貯水、取水、浄水、導水、送水及び配水施設等の巡回点検を行う。

3 水道施設の新設等

水道事業者は、耐震性診断、立地条件等を勘案の上、次の老朽施設（管路）を、計画的に更新する。

特に、過去の風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害による土砂崩れ等で被災したことがある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・更新にあたって、十分な防災対策を講じる。

- (1) 耐震性の高い管材料の採用
- (2) 耐震性伸縮可撓継手の採用

4 断水対策

基幹施設の分散、系統多重化による補完機能の強化、配水区域ブロック化（緊急遮断弁等の設置）による被害区域の限定化を図る。

5 図面の整備

緊急時において、適切な対応がとれるよう日頃から図面等の整備を図り、施設の現況を把握する。

6 系統間の相互連絡

導水管路、送水管路及び配水幹線が災害で被害を受けると、その系統の全給水区域が断水となり大きな影響を受けるため、導水管路、送水管路及び配水幹線の各段階で異なる系統間との相互連絡を検討する。

7 「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」等に基づく相互応援活動

県内の各市町及び各水道事業体において締結された「兵庫県水道災害相互応援に関する協定」をはじめ、「災害発生時における日本水道協会関西支部内の相互応援に関する協定」等に基づき、災害対策資機材の備蓄状況などの災害対策に関する情報交換や連絡方法等、必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

また、丹波ブロック内の連携を密にするため、丹波篠山市と合同訓練を定期的に行う。

8 災害時用の資機材の整備

必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第5 下水道施設の整備等

下水道管理者は、災害による被害を受けにくく、被災しても機能全体がまひせず、迅速な復旧を可能にする下水道施設の整備を進めるとともに、それに関連する防災対策について以下のとおり進める。

1 下水道施設の機能保持

重要施設について被災を最小限にとどめるための計画をたて、施設の新設・増設・改築にあわせて計画的に整備を進める。

特に、過去に風水害により被災した経験がある場合、山間地等の同じ地盤の地域内で他の公共施設等が風水害により被災した経験がある場合及び河川の増水で冠水するおそれがある場合は、施設の新設・増設・改築にあたって、十分な防災対策を講じることとする。

また、電力や水道の停止時の機能確保のために、非常用電力・用水等の確保を図ることとする。

2 下水道施設の保守点検

下水道施設の災害による被害を軽減するとともに、被害の発見及び復旧を迅速に行うため、施設の現状を把握しておくとともに、平時の巡視及び点検を実施し、老朽施設、故障箇所の改善を実施する。また、必要に応じて災害対策を講じておく。

- (1) 下水道台帳の整備
- (2) 既往災害履歴の作成
- (3) 日常点検保守及び定期点検保守
- (4) 被災の可能性が高い箇所の把握

3 下水道施設の応援体制の整備

「下水道事業災害時近畿ブロック応援に関する申し合わせ」に基づき開催される応援連絡会議において、災害時の応援に関する連絡調整を行うとともに、必要に応じて実施される災害時を想定した訓練及び研修等に参加し、災害時における応援活動が円滑に行われるよう努める。

また、丹波市上下水道工事業協同組合及び丹波市環境整備事業協同組合との「災害時の応急対策業務に関する協定」に基づき、災害対策に関する必要な事項の協議及び調整を定期的に行い、災害時における相互応援活動が円滑に行われるよう努める。

4 災害時用の資機材の確保

緊急措置及び応急復旧に必要な資材を把握し、あらかじめ調達方法・保管場所等を定めておく。また、保管場所は交通の便利な場所に適宜分散しておく。

第6 共同溝等の整備

道路管理者は、関西電力㈱、西日本電信電話㈱等のライフライン事業者と協議の上、共同溝の整備を推進し、被災時のライフラインの迅速復旧と道路機能の確保を図る。

〈共同溝〉

- 1 基幹系のライフラインを収納する幹線共同溝
- 2 供給系のライフラインで、電線、ケーブルを収納する電線共同溝（C・C・BOX）

第8節 地下空間等の防災体制の整備

[実施機関：市(施設を管理する各課、消防本部)、防災関係機関]

地下空間等は、構造上の特殊性により災害時の対応が制約されることをふまえ、関係機関が連携して次の防災対策を推進する。

1 関連機関の業務

関係機関	業務概要	
	災害予防	災害防御
地下空間等関係者 〔地下空間等権原者〕 〔地下空間等事業者〕	1 地下空間等の防災管理体制の整備 2 従業員に対する教育訓練 3 施設の点検管理と改善措置 4 防火防災用資機材の整備と効率的配置 5 隣接地下空間等の相互連絡応援体制の整備 6 避難確保計画の作成と公表 7 自衛水防組織の設置 8 地下空間等の自衛水防組織による浸水防止訓練	1 防災センター(防災設備の情報を集中管理する場所)を通して消防機関への連絡 2 地下空間等自衛消防隊による防護活動の実施 3 地下空間等の自衛水防組織による浸水防止活動の実施 4 地下空間等の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保
消防本部	1 消防用設備等の設置維持に関する指導 2 防火管理に関する指導 3 防火防災体制の整備充実に関する指導	1 災害による被害の軽減 2 人命救助及び避難誘導 3 災害情報の広報
丹波警察署		1 情報収集 2 救出救助及び避難誘導
関西電力㈱	1 電力供給施設の調査点検	1 電力供給施設の応急対策 2 消防・警察機関に対する支援体制

(注)「地下空間等権原者」とは、地下空間等の所有者、管理者又は占有者をいい、「地下空間等事業者」とは地下空間等を形成する事業所の所有者、管理者又は占有者をいう。

市内の地下空間等の現況は資料編に示す。

2 地下空間利用者の避難と浸水対策の実施

豪雨や洪水により短時間で地下空間等に浸水した場合には、通常の地上での水害の実態と大きく異なり、電気設備の浸水による停電や地下空間等の天井までの冠水など大きな被害を受けるおそれがあり、地下空間利用者の円滑で迅速な避難確保のためには、適切な誘

導や洪水時の浸水防止対策が必要となることから、以下の対策を実施する。

(1) 豪雨及び洪水時における地下空間等での危険性の事前の周知・啓発

市は、豪雨時等における建築物の地下階への水の急激な流入、水圧によるドアの開閉障害等の危険性について、地下空間等の所有者又は管理者及び利用者への周知・啓発を図る。また、地下空間等の浸水被害の実績や浸水想定区域等の公表・周知に努める。

(2) 地下空間等への流入防止等浸水被害軽減対策の促進

市は、地下空間等の管理者が、地下空間等の浸水防止施設（防水壁等）設置を推進できるよう、施設の具体的な事例等の必要な情報提供に努める。

第5章 調査研究体制等の強化

第1節 風水害・地震災害に関する調査研究の推進

〔実施機関：市(総合政策課、くらしの安全課)〕

1 防災アセスメントと被害想定の推進

実効ある市地域防災計画を実施するため、災害誘因(台風、豪雨等)、災害素因(急傾斜地、軟弱地盤、危険物施設の集中地域等)、災害履歴、土地利用の変遷などを考慮して総合的かつ科学的に地域の災害危険性を把握する防災アセスメント、もしくは災害危険性や自然的・社会的環境要因等の諸条件に基づき、想定される災害に対応した人的被害、構造物被害等を算出する被害想定を実施し、地域の災害危険性と想定される被害を把握する。

防災アセスメントや被害想定は、社会経済状況の変化等に伴い隨時見直しを行い、状況の変化に対応した防災対策を構築していくものとする。

なお、防災アセスメントの見直しにあたっては、消防庁の防災アセスメント実施マニュアルに基づいて行う。

また、市は県と連携し、国の防災戦略をふまえ、想定される地震に対して地域の特性に応じた減災目標を策定する等の対策推進に努める。

2 地区別防災カルテの作成

消防庁の地区別防災カルテ作成マニュアルをもとに、地区別防災カルテを作成し、住民の自主的な防災活動に活用するとともに、災害の未然防止対策を確立し、住民への周知を図る。また、適正な管理及び情報の更新を隨時行う。

第2節 過去の災害の教訓の発信と継承

〔実施機関：市(総合政策課、くらしの安全課)〕

平成16年の台風23号による災害、平成26年の丹波市豪雨災害等を教訓とし、その適正な情報管理と啓発活動への活用、住民への周知徹底による後世への継承を図るとともに、災害の未然防止対策を確立し、住民への周知を図る。

第3節 阪神・淡路大震災の教訓の発信と継承

〔実施機関：市(総合政策課、くらしの安全課)〕

平成7年の阪神・淡路大震災による被害を教訓とし、その適正な情報管理と啓発活動への活用、住民への周知徹底による後世への継承を図るとともに、災害の未然防止対策を確立し住民への周知を図る。

第1 検証事業の成果の活用

平成11年度に実施された震災対策国際総合検証事業の成果において示されている提言について、市においてもその実現に努める。

第2 情報発信と継承

市は、検証事業の成果を活用し、次の方法により情報発信及びその継承に努める。

- 1 検証事業報告書の配布等による活用
- 2 インターネット等あらゆるメディアを介した情報発信
- 3 震災に係るシンポジウム等の開催
- 4 阪神・淡路大震災記念「人と防災未来センター」における調査研究等の活用

第4節 気象観測設備等の充実

[実施機関：市(くらしの安全課)]

市は、防災行政無線デジタル化等整備事業により、丹波市内における雨量・風速等を測定する気象観測装置を17ヶ所に整備した。

	施設名称	所在地
1	丹波市役所	丹波市氷上町成松字甲賀1番地
2	北小学校	丹波市氷上町絹山608番地
3	南小学校	丹波市氷上町佐野530番地
4	はるべの郷春日部荘	丹波市春日町多利2467番地
5	三尾荘	丹波市春日町松森908番地
6	柏原自治会館	丹波市柏原町柏原525番地5
7	竹田小学校	丹波市市島町中竹田1703番地
8	三輪小学校	丹波市市島町酒梨205番地
9	鴨庄小学校	丹波市市島町上牧6番地
10	青垣支所	丹波市青垣町佐治114番地
11	神楽の郷交流センター	丹波市青垣町桧倉414番地5
12	やまびこセンター萬歳山	丹波市青垣町山垣1590番地
13	山南支所	丹波市山南町谷川1110番地
14	和田地域づくりセンター	丹波市山南町和田377番地1
15	上久下小学校	丹波市山南町青田155番地
16	ふなき荘	丹波市春日町新才82番地
17	市島支所	丹波市市島町上田448番地1

第6章 その他の災害予防対策の推進

第1節 雪害の予防対策の推進

〔実施機関：市(総合政策課、総務課、道路整備課)〕

第1 道路除雪対策

市は、積雪期における道路除雪対策として、県の「道路除雪要綱」に基づいて計画される除雪計画により、道路管理者が除雪活動を実施するための除雪機械、除雪要員等の動員等における体制の整備に協力する。

第2 雪崩対策

市は、雪崩に対し円滑な災害応急対策が行えるよう、必要に応じて活動体制の整備、避難体制の整備に努める。

第2節 危険物等の事故の予防対策の推進

[実施機関：市(総合政策課、総務課、環境課、消防本部)、防災関係機関]

第1 危険物の保安対策の実施

消防法別表に定める危険物による災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、危険物の規制に関する政令別表第3に定める指定数量以上の危険物を貯蔵・取り扱いする施設（以下「危険物製造所等」という。）及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 危険物製造所等

(1) 危険物製造所等の所有者、管理者又は占有者（以下、所有者等という。）は、消防法及び消防法に基づく関係規程を遵守するとともに、自己の責任において保安対策を推進し、危険物の災害予防に万全を期する。

(2) 危険物製造所等の所有者等は、施設規模、取扱危険物の種類等に応じて、危険物の規制に関する政令の定めるところにより、危険物保安統括管理者、危険物保安監督者、危険物施設保安員を選任し、適正な施設管理及び取扱基準を遵守する。

(3) 危険物製造所等の所有者等は、次の保安対策を実施する。

① 自主保安体制の確立

防火訓練、保安教育等を実施し、防火意識の高揚と防災に関する知識・技術の向上を図り、火災、爆発等の災害発生を防止するための自主保安体制の確立に努める。

② 事業所相互の協力体制の確立

危険物製造所等が一定地域に集中している地域にあっては、相互に連絡協調して総合的な防災体制を確立し、相互援助、避難等自主的な組織活動に努める。

③ 住民安全対策の実施

大規模な危険物施設を有する場合は、地域住民に対する安全を図るため、防火壁、防風林、防火地帯等の設置を検討する。

2 市、消防本部の保安対策

(1) 市、消防本部は、消防法に基づき、危険物施設の設置又は変更許可に対する審査及び立入検査等を行い、基準に適合しない場合は、直ちに改修、撤去させるなど、危険物の規制を行う。

(2) 市、消防本部は、監督行政庁の立場から、次の保安対策を実施することとする。

① 危険物施設の把握と防災計画の策定

常に危険物施設及び貯蔵され取り扱われる危険物の性質及び数量を把握し、これに応する的確な防災計画を策定する。

② 監督指導の強化

危険物を取り扱う事業所等に対する立入検査等を強力に実施して、関係法令を遵守させる。

③ 防災教育

危険物関係職員及び施設関係者に対して、関係法令及び災害防除の具体的方途につ

き視聴覚教育を含む的確な教育を行う。

第2 高圧ガスの保安対策の実施

高圧ガスによる災害を予防し、また、災害発生時の被害拡大を防止するため、高圧ガス関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 高圧ガス関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、二次災害の発生を防止し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の体系、編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

大規模災害が発生し、一つの事業所では対応できない場合に備えて、関係事業所及び防災関係機関等の間で防災関係要員及び防災資機材等の相互の応援体制を確立する。

2 防災資機材の整備

- (1) 消防本部は、事業所に対して高圧ガスなどの防災資機材等の整備促進を図るとともに、その管理について指導する。
- (2) 消防本部は、事業所に対し、効果的な防災資機材等の整備充実を指導するとともに、報告の協力を求める等により、提供可能な防災資機材の種類及び数量の把握に努める。
- (3) 事業者は、防災資機材及び設備を定期的に点検し、その維持管理に努める。
- (4) 事業者は、自社が保有する資機材で対応できない場合を想定し、事業所外部から資機材を調達できる体制を整備する。

3 保安教育の実施

- (1) 関係団体は、高圧ガスに関する各種講習会を開催し、事業所に対して高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させる。
- (2) 事業者は、従業員等に対し定期的に保安教育を実施し、高圧ガスに関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。
- (3) 主な教育項目は、次のとおりとする。
 - ① 関係法令（高圧ガス保安法、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する

法律等)

- ② 高圧ガスに関する知識
- ③ 防災組織
- ④ 運転マニュアル、各種規程
- ⑤ 異常時の措置基準
- ⑥ 事故事例と対策
- ⑦ 救急の方法

4 防災訓練の実施

- (1) 関係機関は、高圧ガスにかかる災害が発生した場合に、迅速かつ適切な防災活動が実施できるように定期的に総合防災訓練を実施する。
- (2) 事業者は、取り扱う高圧ガスの種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。
- (3) 主な訓練項目は次のとおりとする。
 - ① 緊急通信・通報・伝達訓練
 - ② 非常招集動員訓練
 - ③ 救助・避難訓練
 - ④ 応急措置実施訓練
 - ⑤ 消火訓練
 - ⑥ 広報訓練

5 防災技術の研究

関係機関及び事業所は、高圧ガスの特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努めることとする。

第3 火薬類の保安対策の実施

火薬類による災害を予防し、また災害発生時の被害拡大を防止するため、火薬類関係事業所及び防災関係機関の予防対策について定める。

1 火薬類関係事業所における警戒体制の整備

火薬類関係施設に災害・事故が発生するおそれのあるとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

雷の発生及び火薬庫付近での山火事の発生等により事業所が警戒事態となったとき、事業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

- ① 事前調査
- 落雷への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形、落雷の頻度等の地域的特性等

を事前調査する。

(2) 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

(3) 作業規制

天候の状況に応じて、発破作業の中止等の作業規制を行う。

2 火薬類関係事業所における防災体制の整備

事業者は、災害発生時に冷静にかつ有効な防災活動を実施し、被害の軽減を図るため、速やかに防災体制を確立する。

(1) 防災組織の確立

防災組織の編成方法及び各班の業務内容を明らかにする。

(2) 連絡広報体制の確立

事業所内の被害状況を迅速かつ正確に把握し、あらかじめ定められた方法及び順序で防災関係機関等へ連絡するための緊急時の連絡・広報体制を確立する。

(3) 緊急動員体制の確立

大規模災害を想定し、防災関係要員の確保のための緊急動員体制を確立する。

(4) 相互応援体制の確立

災害が発生し、一つの事業所だけでは対応できない場合に備えて、関係事業所との相互応援体制を確立する。

3 保安教育の実施

(1) 関係団体は、火薬類に関する各種講習会において、事業者に対して火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させる。

(2) 事業者は、従業員に対し定期的及び施設の新設等の機会ごとに保安教育を実施し、火薬類に関する防災上必要な知識を周知徹底させ、防災意識の高揚を図る。

(3) 主な教育項目は次のとおりとする。

- ① 関係法令
- ② 火薬類に関する性質、保安管理技術
- ③ 地震に関する知識
- ④ 災害時における応急対策及び避難方法

4 防災訓練の実施

(1) 事業者は、取り扱う火薬類の種類及びその規模に応じて、事業所内で定期的に防災訓練を実施し、応急措置等防災技術の習熟に努める。

(2) 主な訓練項目は次のとおりとする。

- ① 緊急通信・通報・伝達訓練
- ② 非常招集動員訓練
- ③ 救助・避難訓練
- ④ 応急措置実施訓練
- ⑤ 消火訓練
- ⑥ 広報訓練

5 防災技術の研究

関係機関及び事業者は、火薬類の特性に応じた防災技術の研究及び情報の把握に努める。その他、火工品については、土砂災害等により流出した場合に回収が難しいため、包装材による散逸防止策を講じる。

第4 毒物・劇物の保安対策の実施

毒物又は劇物の保管施設等からの流失等による保健衛生上の危害を防止するための予防対策について定める。

1 毒物劇物営業者

台風の接近等により事業所に災害・事故が発生するおそれのあるとき、毒物劇物営業者は天候の状況に応じた警戒体制を確立する。

(1) 警戒体制の発令

台風の接近、大雨等の各注意報・警報の発令等により事業所が警戒事態となったとき、毒物劇物営業者は、天候の状況に応じた警戒体制を発令する。

(2) 警戒措置の実施

- ① 事前調査

河川からの鉄砲水、土砂崩れ等への対応が遅延しないよう、事業所内外の地形等の地域の特性等を事前調査する。

- ② 警戒実施

警戒体制が発令されたとき、現場巡回等の天候の状況に応じた警戒措置を実施する。

2 関係機関

関係機関は、以下に示す対策を行う。

- (1) 毒物劇物営業者に対し、常に登録基準等に適合する施設を維持させる。
- (2) 毒物劇物営業者に対し、毒物又は劇物によって住民の保健衛生上の危害を生ずるおそれがあるときは、直ちに県健康福祉事務所・市保健センター、県警察本部又は消防本部に届け出るとともに、危害防止のための応急措置を講じるよう指導する。
- (3) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、事業場ごとに届出を要する者（電気めっき事業者、金属熱処理事業者、運送事業者、白あり防除事業者）に対しても、同様の指導を行う。

-
- (4) 毒物劇物を業務上取り扱う者のうち、届出を要しない者の実態把握に努めるとともに、文書等により適正な取扱い及び危害防止のための応急の措置を講じるよう指導に努める。

第3節 大規模事故災害予防対策の推進

[実施機関：市(総合政策課、総務課、くらしの安全課、消防本部)、防災関係機関]

第1 交通の安全のための情報の充実

市は、警察署と相互に連携をして、広く住民の交通安全の普及・啓発に努めるため「交通安全市民運動」等を推進する。また、「ひょうご交通安全憲章」の普及啓発に努めるとともに、交通安全教育指針（平成10年国家公安委員会告示第15号）に基づき、幼児から高齢者に至るまでの段階的かつ体系的な交通安全教育の推進を図る。

第2 安全な運転の啓発及び運行の確保

市、警察署等は、自動車の運転者及びこれから運転免許を取得しようとする者を含めた運転者教育等の充実に努める。

また、企業・事業者等が交通安全に果たすべき役割と責任を重視し、企業・事業所等の自主的な安全管理対策の推進及び自動車運送事業者等の行う運行管理の充実を図るとともに、交通労働災害の防止等を図るための取り組みを支援する。

第3 車両等の安全性の確保

1 住民等による自動車の点検の実施

車両を運転しようとする者は、法令の定めるところにより、始業点検等を行う。

2 意識啓発活動

市及び警察署等は、自動車車両の安全性の確保を図るため、自動車使用者に対して、適切な保守管理を啓発する。

第4 情報の収集・伝達体制の整備

1 情報の収集・伝達体制の整備

- (1) 市、鉄道事業者、道路管理者等は、それぞれの機関及び機関相互間において情報の収集・伝達体制の整備を図る。
- (2) 市は、機動的な情報収集を行うため、必要に応じ、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制を整備する
- (3) 市は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場等において情報の収集・伝達に当たる要員をあらかじめ指定しておくなど、体制の整備に努める。
- (4) 市は、民間企業、報道機関、住民等からの情報など多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 通信手段の確保

市、関係機関等は、災害発生時における通信手段を確保するため、以下の事項に留意する。

- (1) 非常通信体制の整備

- (2) 災害発生時の通信手段の確保に関する体制整備
- (3) 通信手段の定期的点検、機器操作習熟のための訓練・研修の実施
- (4) 通信機器等の平時利用
- (5) 平時からのフェニックス防災システムの積極的活用
- (6) 最新の通信・情報処理システムの調査、より効果的な情報収集・伝達システムの研究

第5 災害応急活動体制の整備

1 職員の体制

市は、災害発生時における職員の体制をあらかじめ取り決めておく。

2 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、鉄道事業者及び道路管理者等の防災組織体制

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、鉄道事業者及び道路管理者等は、それぞれの機関等の実情に応じて、所属職員に対する非常参集体制の整備を図る。

3 専門家・専門機関等との連携

市は、大規模事故災害発生時において、専門的な見地から助言等の協力を得るために、大規模事故災害に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家・専門機関等との連携を図る。

〈 専門分野例 〉

- (1) 災害時医療救護活動（初期治療の調整、負傷者搬送や救護班派遣調整への助言等）
- (2) 災害医療（広範囲熱傷、多発外傷、化学物質等の中毒等への治療）
- (3) 化学物質等の取り扱い
- (4) 鉄道、道路等の各災害の応急対策（鉄道又は道路構造物の被災等への対応等）
- (5) こころのケア
- (6) 社会心理及び災害広報
- (7) その他必要な分野

第6 捜索、救助・救急、医療及び消火活動への備え

1 捜索活動関係

- (1) 市等は、捜索活動を行うために有効な装備、資機材、車両等の整備に努める。

2 救助・救急関係

- (1) 市及び消防本部は、救助工作車、救急車、照明車等の車両、応急措置の実施に必要な救急救助用資機材の整備に努める。
- (2) 自衛隊、市は、当該機関に係る資機材の保有状況を把握するとともに、必要に応じ警察等と情報交換を行うよう努める。
- (3) 鉄道事業者は、事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。

- (4) 市及び消防本部は、負傷者が同時に多数発生した場合に対応できるよう、救急業務計画のほか、事前計画を定める。

3 医療活動関係

- (1) 市、日赤及び災害拠点病院等の医療機関は、負傷者が多人数に上る場合を想定し、応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄等に努める。
- (2) 鉄道事業者、道路管理者、市は、災害発生時の第一報（災害発生の場所、規模等）が重要であることから、あらかじめ、次の機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関との連絡・連携体制についての計画を作成するよう努める。
- ① 鉄道事業者又は道路管理者と医療機関、消防本部及び市等
 - ② 消防本部と医療機関
 - ③ 医療機関相互
- (3) 消防本部、日赤、市医師会等は、発災時に医療救護活動を適切に行うことができるよう、平時から広域災害・救急医療情報システムの活用に努める。
- また、平時から消防本部は、災害拠点病院（災害医療コーディネーター）との連携に努め、災害時には医療的見地から助言を受けることができるよう連絡体制を整備する。
- (4) 市等は、2次保健医療圏域内の、医療機関相互の応援体制や広域災害・救急医療情報システムを活用した発災直後の医療、対応の具体的手順、医薬品及び飲料水の備蓄並びに災害対応病院から災害拠点病院への患者搬送の流れ等の地域災害救急医療マニュアルを定め、特に初動時に災害対応病院を中心として災害現場へ迅速に救護班を派遣できる体制を整備する。
- (5) 医療機関、消防本部は、警察署等と連携し、自動車からの危険物等の流出事故など化学物質をはじめとする様々な物質を想定した行動マニュアルの策定、マニュアルに基づいた訓練、化学物質等の特性や資機材の取り扱いに関する研修を行うとともに、個人的防護装備（ヘルメット、毒ガス用マスク、防護衣、手袋等）、情報伝達用装備（災害救急医療端末、防災無線、携帯電話、ファクシミリ等）、医療用装備（簡易ストレッチャー、点滴台、救急医薬品、救急医療用具等）等の装備品の必要に応じた備蓄を検討する。

4 消火活動関係

- (1) 消防本部等は、平時より近隣消防機関相互の連携の強化を図る。
- (2) 市は、消防ポンプ自動車等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (3) 鉄道事業者は、火災による被害拡大を最小限に留めるため、初期消火のための体制の整備に努めるとともに、消防機関との連携の強化に努める。
- (4) 道路管理者、消防機関等は、平時より機関相互の連携強化を図る。

第7 緊急輸送活動等への備え

1 緊急輸送活動への備え

- (1) 市は、情報板等の道路交通関連施設について災害時の道路交通管理体制の整備に努める。
- (2) 市は、県が指定するヘリコプター臨時離着陸場適地の活用を図り、災害時における航空輸送を確保する。
- (3) 市は警察署と連携し、発災後において交通規制が実施された場合、車両の運転手の義務等について周知を図る。
- (4) 鉄道事業者は、公安委員会その他関係機関の協力の下に、事故災害時の応急活動のために必要な人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努める。

2 危険物等の流出時における防除活動関係

市、道路管理者等は、危険物等の流出等に的確な防除活動を行うことができるよう、資機材の整備促進に努める。

3 関係者等への的確な情報伝達活動関係

- (1) 鉄道事業者等は、多数の死傷者が生じた場合に、関係機関と協議して、安否確認情報の提供窓口を設置する体制の整備に努める。
- (2) 市等は、発災後の経過に応じて被災者の家族等に提供すべき情報について整理しておく。
- (3) 市及び放送事業者等は大規模事故に関する情報を常に伝達できるよう、その体制及び施設、設備の整備を図る。

第8 雜踏事故の予防

1 主催者等への周知

市は、関係部署間で調整を図りながら雑踏事故の防止等のため、行事等の主催者に以下の事項について周知徹底に努める。

- (1) 行事の開催にあたり、行事内容、事故発生時の対応体制等について、事前に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会及び医療機関と連絡調整を行う。
- (2) 事故が発生した場合には、迅速に管轄の警察署及び消防本部並びに地区医師会、医療機関にその旨通報する。

2 市による広域支援の調整

市は、行事等の主催者等から要請があった場合で、行事等の規模、開催場所等を考慮し、広域支援を行う必要があると判断したときは、行事等の実施計画に関する関係機関の協議の場に参画し、情報伝達体制、広域支援等について助言する。

第9 防災関係機関の防災訓練の実施

1 各機関の訓練の実施

鉄道事業者、道路管理者、消防本部、市、指定地方行政機関等は、相互に連携し、次の種類の訓練を実施する。

(1) 図上訓練

関係機関、または一部関係機関の訓練担当者による机上での訓練

(2) 部分訓練

各関係機関の役割分担を中心とした訓練

(3) 情報伝達訓練

関係機関の情報伝達を中心とした訓練

(4) 総合訓練

関係機関が、それぞれの訓練の成果を基に実施する総合的な訓練

2 訓練への参加

市、関係する指定地方公共機関は、国、鉄道事業者等の実施する防災訓練に積極的に参加し、関係機関の連携、役割分担等について確認する。

3 訓練の工夫

各機関が訓練を行うにあたっては、多様な形態の大規模事故を想定するなど、実践的なものとなるよう工夫するとともに、相互の連携体制等の整備を図る。

4 事後評価

各機関は、訓練後には評価の場を設けて課題の検討などを行い、必要に応じて相互の連携体制等の改善を行う。